# ごあいさつ

我が国の少子高齢・人口減少社会という課題は、社会・経済の存続に危機的な影響を及ぼしており、この大きな課題に立ち向かい、乗り越えていくためには、国民の一人ひとりが持てる力を最大限に発揮することが重要です。これは、古河市においても同様であり、市民の皆さま一人ひとりが地域での役割を持ち、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指し推進してきたところです。



市民の皆さまが抱える生活課題は、多様で複雑化・複合化してきており、地域社会における人と人とのつながりが希薄化する中で、サービスにつながりにくい方々や、地域から孤立している世帯等に対して、必要な支援が届きにくくなってきています。このような課題に対し、身近な地域の中で、互いに「支え合い」・「助け合う」、共助による活動を強化・充実させていくため、『地域の絆を深め、福祉文化が根づくまち地域共生社会古河』を基本理念とし、「第3期古河市地域福祉計画」を策定しました。本計画は、2015年の国連サミットで採択されたSDGs(エス・ディー・ジーズ:「持続可能な開発目標」の略称)の主要原則に基づき、「誰一人取り残さない」地域社会をつくるために、「あらゆる関係者の参画を重視」し、「全員参加型」で取り組むという姿勢のもと、市民の皆さまと約2か年をかけて検討し取りまとめた、古河市の今後の地域福祉の方針です。

今後は、互いに支え合う地域福祉の推進のため、関係機関等と連携・協働し、 地域の資源を最大限に活用して支えられるよう、全世代対応型の包括的支援体 制の構築を目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、「古河市地域福祉計画策定委員会」の委員の皆さま、並びに「古河市地域福祉計画市民ワークショップ」にご参加いただきました皆さまをはじめ、多くの関係機関の皆さまから、貴重なご意見を賜りました。皆さまのご理解、ご協力に対しまして、改めて、心からの感謝を申し上げます。

令和3年3月

古河市長 針 谷 力

# 目 次

第	1	章 地域	福祉計画の策定にあたって	9
	1	計画策划	定の趣旨	9
	2	計画の値	立置付けと期間	13
	3	計画の領	策定体制と策定の経緯	19
筆	2	章 地域社	福祉を取り巻く現状と課題	25
713	1		BIECA 7	
	2		計画の評価	
	3		- ト調査結果と分析	
	4		 -クショップでの意見・提案	
	5		**における課題のまとめ	
笋	3	音 計画	の基本方向	55
ᄁ	1		ク <del>金</del> 本/ブロ	
	2		+ハ	
	3		基本目標	
	4		生進による SDGs の達成	
筝	4	章 施策(	の展開	63
		ー がれ 本目標1		
		本目標2	参加支援の推進	
	基	本目標3	地域づくりに向けた支援(地域力強化)	
	基	本目標4	災害時の避難行動要支援者への支援	
	基	本目標5	地域福祉基盤の支援等	86
第	5	章 計画	の推進体制・その他の課題への対応	95
-,0	1		司知・普及	
	2		<u> </u>	
	3			
咨	料	編		101

# 第1章 第1章

地域福祉計画の策定にあたって

2 計画の位置付けと期間1 計画策定の趣旨

3 計画の策定体制と策定の経緯

# 第1章 地域福祉計画の策定にあたって

# 1 計画策定の趣旨

人口の減少や高齢化、核家族化、人々のライフスタイルの多様化等が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まってきています。暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中、かつては公助としての福祉の対応課題ではなかったような様々な福祉課題が顕在化してきています。

また、福祉課題の多様化・複雑化の中で、これまでのような高齢者・子ども・ 障がい者等、対象者ごとに整備・制度化された福祉サービスを展開し、充実させ るだけでは対応が困難なケースも顕在化してきています。

身近な地域の中で、地域の人々同士によって、互いに「支え合い」・「助け合う」活動を「地域福祉」といいます。これからの地域福祉を考える上では、暮らしにおける人と人とのつながりや地域全体で支える力を再構築することが求められると同時に、支援の在り方としても、対象者の状況に応じて、分野を問わず包括的に相談・支援を行う新しい福祉のまちづくりと地域共生社会の実現を目指す必要性が高まっています。

## «地域共生社会»

制度・分野ごとの「縦割り」や支援の「支え手」、「受け手」という関係を超えて、 地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、 人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、 住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

本市では、地域福祉の精神と行動を地域の中に根付かせていくことを目的として、平成27年3月に「第2期古河市地域福祉計画」を策定しました。

この第2期計画では、「古河"絆"プロジェクト」をテーマに、3つの基本理念「①"地域の絆"という価値の再認識と『福祉文化』の醸成」・「②小地域ごとの自主的できめ細やかな福祉活動」・「③互いの情報を共有し合えるネットワークの充実と早期の支援の提供」を実現するために、市民一人ひとりをはじめ、地域自治組織(自治会・行政区・町内会等)、民生委員・児童委員、ボランティア団体、福祉関連団体、福祉サービス事業者、社会福祉協議会、学校・企業等、地域に関わる様々な団体・組織との連携・協働による取り組みを進めてきました。

そして、計画の改定時期を迎え、計画の根拠法である社会福祉法の一部改正 (平成30年4月施行・令和3年4月施行)のほか、近年の災害発生状況、新型 コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等を踏まえるとともに、分野・主体間を 越えた連携による支え合いのしくみである「地域包括ケアシステム」の深化・推 進や、求められる新たな社会像「地域共生社会」の実現に向けて、「第3期古河 市地域福祉計画」(以下、「本計画」とします)を策定することとします。

## 社会福祉法の一部改正(地域福祉計画に関係する部分のみ)

直近の社会福祉法の改正では、以下の地域福祉に関連する事柄が追加されています。 本計画は、これらの改正を踏まえながら策定しました。

## 【平成30年4月施行分】

- ◆地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の推進の理念として、地域住民等は、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える様々な分野にわたる地域生活課題を把握し、その解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図ること (第4条関係)
- ◆市町村は、地域住民等及び地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関の地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとすること

(第106条の3関係)

◆市町村は、市町村地域福祉計画を策定するよう努めることとするとともに、計画の記載事項として福祉に関し共通して取り組むべき事項が追加されたこと

(第 107 条関係)

## 【令和3年4月施行分】

- ◇地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生 する地域社会の実現を目指して行われなければならないこと (第4条関係)
- ◇市町村は、重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めること (第106条の3関係)
- ◇市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、社会福祉 法に基づく事業並びに介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す るための法律、子ども・子育て支援法及び生活困窮者自立支援法に基づく事業を一体 のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対 する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的か つ重層的に整備する事業として、重層的支援体制整備事業を行うことができること (第 106 の 4 関係)
- ◇市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第106条の3の指針に則して、 重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業 実施計画を策定するよう努めること (第106条の5関係)
- ◇市町村は、支援関係機関、重層的支援体制整備事業の委託を受けた者、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者により構成される会議 (支援会議)を組織することができること (第106条の6関係)
- ◇市町村地域福祉計画において、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項を定めるよう努めるものとすること (第 107 条関係)

## 「重層的支援体制整備事業」とは

令和2年度の社会福祉法の一部改正により位置づけられた事業で、市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、①相談支援(包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業)、②参加支援事業、③地域づくり事業を一体的に実施する事業のことをいいます。

## 重層的支援体制整備事業の枠組み等について

▶ 市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、①相談支援(包括的相談 支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業)、②参加支援事業、③地域づくり事業を一体的に実施する事業を創設 した。

## Lt= 当該事業は、実施を希望する市町村の手上げに基づく任意事業である このほか、事業の実施に要する費用にかかる市町村の支弁の規定及び国等による補助の規定を新設した。この中で、国の補助については、 事業に係る一本の補助要綱に基づく申請等により、制度別に設けられた各種支援の一体的な実施を促進する。 重層的支援体制整備事業における3つの支援の内容 介護(地域支援事業)、障害(地域生活支援事業)、子ども(利用者支援事業)、困窮(生活困窮者自立相談 支援事業)の相談支援にかかる事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、包 新たな事業(Ⅰ~Ⅲの支援を一体的に実施 I 相談支援 括的相談支援事業を実施 複合課題を抱える相談者にかかる支援関係機関の役割や関係性を調整する多機関協働事業を実施。 ③ 必要な支援が届いていない相談者にアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を実施。 ○介護・障害・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対 応できない狭間のニーズに対応するため(※1)、本人のニーズと地域の資源との間を取り持ったり、必要な 資源を開拓し、社会とのつながりを回復する支援(※2)を実施 Ⅱ 参加支援 (※1)世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりであるなど 惠業 (※2)就労支援、見守り等居住支援 など 〇介護(一般介護予防事業、生活支援体制整備事業)、障害(地域活動支援センター)、子ども(地域子育て支 接拠点事業)、困窮(生活困窮者のための共助の基盤づくり事業)の地域づくりに係る事業を一体として実施し、 地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに 向けた支援を実施 Ⅲ 地域づくり 事業 ○事業の実施に当たっては、以下の場及び機能を確保 ①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所 ②ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能

出典:厚生労働省「令和2年度 地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制 の整備に関する全国担当者会議資料」

重層的支援体制整備事業では、相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、 包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止めます。受け止めた相談の うち、複雑化・複合化した事例については 多機関協働事業につなぎ、課題の 解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで 支援できるようにします。

## 【相談支援(包括的支援体制)】

長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながることが難 しい人の場合には、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業により本人との関 係性の構築に向けた支援をします(相談支援)。

## 【参加支援】

相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には参加支援事業を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整します。

## 【地域づくり】

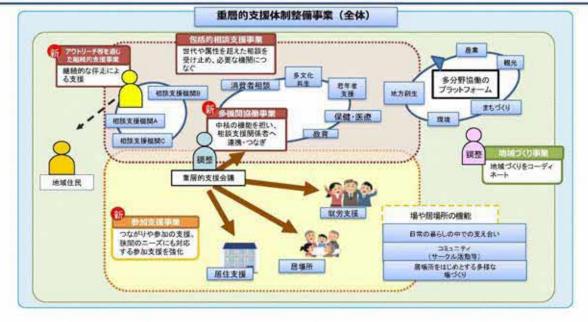
地域づくり事業を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止を目指します。

これらの各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に 寄り添い、伴走する支援体制を構築していきます。

## <重層的支援体制整備事業の概要図>

## 重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については多機関協働事業につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながることが難しい人の場合には、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には参加支援事業を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、地域づくり事業を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



出典:厚生労働省「令和2年度 地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制 の整備に関する全国担当者会議資料」

# 2 計画の位置付けと期間

## (1)計画の位置付け

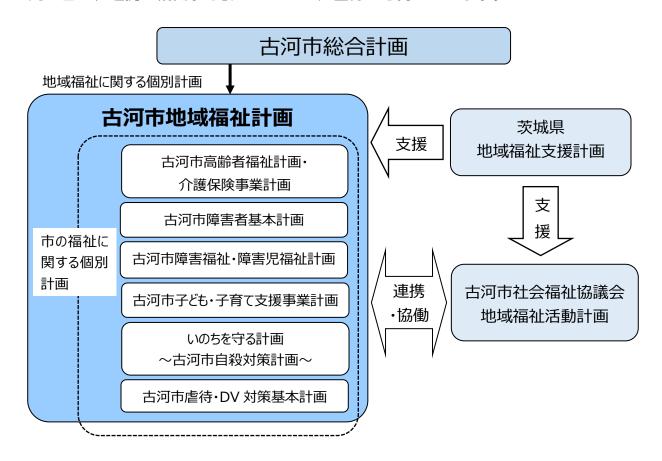
本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」として位置付けられます。

さらに、本市の市政運営の基本方針である「古河市総合計画」の地域福祉に関する個別計画であるほか、市の福祉に関する個別計画である「古河市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「古河市障害者基本計画」、「古河市障害福祉計画・障害児福祉計画」、「古河市子ども・子育て支援事業計画」、の上位計画として位置付けられます。それらの個別福祉計画に、地域福祉の理念という軸を通すことによって、各計画を横断し、横につなぐ、という関係性を持たせるとともに、今後、社会福祉法(第 106 条の5)に規定する「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定することも見据えた計画としています。

併せて、「健康づくり基本計画」、「男女共同参画プラン」、「地域防災計画」、「都市計画マスタープラン」、「古河市地区コミュニティ基本指針」など、市民生活と関係する諸分野の部門別計画とも連携するものとして整合を図っています。

地域福祉計画に盛り込む事項については、平成 29 年度に国が改定した「市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉計画の策定ガイドライン」に定めた事項について、その趣旨を古河市の実情に照らしたうえで示すものとしました。

なお、古河市社会福祉協議会の「古河市地域福祉活動計画」とは、お互いに補 完し合い、連携・協働する計画としての位置付けを持っています。

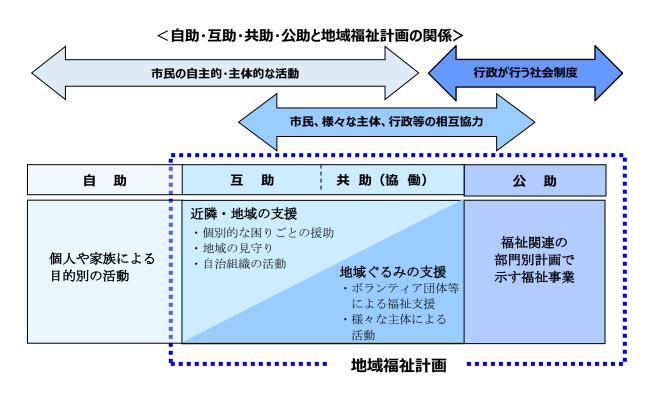


## (2)「自助」・「互助」・「共助」・「公助」との関係からみた位置付け

様々な問題を原因として、生活に困難をきたしている状況を「ニーズ(要援護性)」といいます。そのニーズを充たす方法には、「自助」、「互助」、「共助(協働)」、「公助」の4つの方式があるといわれています。

「自助」は個人や家族による自助努力、「互助」は近隣や地域の人、知人などによる相互の助け合い、「共助(協働)」はボランティアや福祉団体など様々な主体による民間の支援活動又は行政との協働、「公助」は行政が責任を持って市民に提供する福祉サービス、ということです。

「地域福祉計画」の位置付けを、この「自助」、「互助」、「共助(協働)」、「公助」との関係でみると、「地域福祉計画」はその中の「互助」、「共助(協働)」が地域の中で活発に機能していくことを行政が支援するための方策と公助の枠組み・基本的事項を示すものと表現することができます。



## <福祉の4つの方式>

自助	・個人や家族による自助努力、自立(自分でできることは自分でする)
互 助	・地域における相互扶助(近隣や友人、知人とお互いに助け合う) ・集落、地域自治組織(自治会・行政区、町内会、班等の助け合い)
共助(協働)	・様々な主体(ボランティア、福祉団体、NPO、社会福祉法人、福祉事業所、個人事業主、企業人等)による地域への支援 (「地域ぐるみ」での助け合い、災害時の支援など、市との協働)
公助	・公的な福祉制度として行政が主となり提供するサービス(行政でなければできない支援、憲法25条の生存権の保障、公平性)

## (3) 「市町村地域福祉計画の策定ガイドライン」からみた位置付け

「地域福祉計画」は、平成 29 年の社会福祉法の一部改正に伴い、市町村においては、策定は「努力義務」と示されました。これに併せ、国では「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について(平成 29 年 12 月 12 日付社援発 1212 第 2 号社会・援護局長通知)」を発出し、その中で「市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉計画の策定ガイドライン」を定めました。

下記の①~⑤を踏まえていることが、社会福祉法上の地域福祉計画には必要になります。

■「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」(子発 1212 第1号、社援発 1212 第2号、老発 1212 第1号、平成29年12月12日、厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長通知)より一部抜粋

第三 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン

- 1 市町村地域福祉計画
- (1) 市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項
- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な 分野(まちおこし、商工、農林水産、土木、防 犯・防災、社会教育、環境、交通、都 市計画等)との連携に関する事項・地域の活性化に寄与しながら地域生活課題の解決 にも同時に資する取組等
  - イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的 に取り組む分野に 関する事項
  - ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方
  - エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
  - オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
  - カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
  - キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
  - ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
  - ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証 人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
  - コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
  - サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
  - シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
  - ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理

- セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附 や共同募金等の取組の推進
- ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に 活用した連携体制
- タ 全庁的な体制整備

## ② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

- ア 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備
- イ 支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立
- ウ サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
- エ 利用者の権利擁護
- オ 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - ア 地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援
  - イ 住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体 的参加の促進
  - ウ 地域福祉を推進する人材の養成

## ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項

- ア 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試み ることができる環境の整備
- イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める 体制の整備
- ウ 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築
- ⑥ その他、市町村社会福祉協議会の基盤の整備強化等

古河市では、前述の(1)でも触れているように、上記の①から⑤の「地域福祉計画」に盛り込む事項については、ガイドラインの趣旨を踏まえ、地域の実情にも照らしたうえで、本計画に盛り込んで記載することとしました(ガイドラインには⑥の「その他」があるのでそれも含めることとします)。

なお、ガイドラインに示す項目が本計画上でどこに示されているかを対比できるように、第4章以降の具体的な施策、取り組みを記載するページに、次のように示すこととしました。 〔記載例〕…GL①・ア

## (4)「重層的支援体制整備事業計画」の策定を見据えた位置付け

「重層的支援体制整備事業」とは、市町村において、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するために、

- ① 相談支援(1号)
  - 【アウトリーチ等を通じた継続的支援(4号)、多機関協働(5号)、支援プラン(6号)を含む】
- ② 参加支援(2号)
- ③ 地域づくり(3号)

の3つを主柱とし、これらを一体的に実施する事業として、社会福祉法の改正に基づき創設されました(令和3年度から施行となります)。

現時点では、当該事業の実施又は移行は、市町村の任意となっていますが、古河市においては、この第3期の地域福祉計画の期間内に、実施に向けた検討・準備を進めていく方針としているため、これらを本計画にも反映させることとしました。

※「重層的支援体制整備事業」は、社会福祉法第 106 条の4第2項の 1 号から6号までの以下 に示すすべての事業を実施することが必須要件となっています。

	第 106 条の 4 第 2 項の各号		の各号	既存の事業名等	状 況 (R 2)
		イ	介護	地域包括支援センター事業	実施
1号	相談支援		障がい	障がい者相談支援事業	実施
' '5	怕談又1友	/\	子ども	利用者支援事業	実施
		=	困窮	生活困窮者自立支援事業(自立相談支援)	実施
2号	参加支援			狭間のニーズへの社会参加支援や見守り	未実施
		柱書	困窮	生活困窮者等の共助の基盤づくり事業	未実施
0 8		1	1	介護	一般介護予防事業の内、厚生労働大臣が 定める事業(通いの場等)
3号	地域づくり		介護	生活支援体制整備事業	実施
		/\	障がい	地域活動支援センター事業	実施
		=	子ども	地域子育て支援拠点事業	実施
4号	アウトリーチ 継続的支援	等を通	じた	アウトリーチの手法による対象者の支援	未実施
5号	多機関の協	働		多機関の協働による包括的支援構築事業	実施
6号	支援プラン	,		上記と合わせて行う	実施

具体的には、本計画の第3章以降で示している基本目標の1から3までについて、「相談支援の充実」、「参加支援の推進」、「地域づくりに向けた支援(地域力強化)」と表記し、当該事業との連動がわかるようにしています。また、具体的な施策、取り組みが何号に該当するかが分かるように、第4章の各事業の説明欄の中には、次のように示すこととしました。

〔記載例〕…【重1号・イ】

## (5)計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

「地域福祉計画」は、第2章の(1)で示したとおり、「古河市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「古河市障害者基本計画」、「古河市障害福祉計画・障害児福祉計画」、「古河市子ども・子育て支援事業計画」の上位計画として位置付けられていますが、実際には、以下の「関連計画の期間との比較」のように、それらの計画は、それぞれの根拠法等に応じて策定期間が決まっているものもあり、すべての計画期間をそろえることは難しい状況となっています。

そのため、少なくとも、3年を 1 期とする「古河市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「古河市障害福祉計画・障害児福祉計画」の2期分の期間と計画期間をそろえることとし、また、自殺対策計画とも終期を合わせて、第3期の地域福祉計画を6年間の計画と位置付けました。

ただし、社会情勢や法制度の変化等により随時見直し、必要に応じて修正や変更を行うものとします。

## 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 古河市総合計画(第2次) 第1期計画 第2期計画 第3期計画 地域福祉計画 第2期計画 1年延長 第3期計画 地域福祉活動計画(市社協) 第2期計画 1年延長 第3期計画 高齢者福祉・介護保険事業計画 第7期計画 第8期計画 第9期計画 障害福祉・障害児福祉計画 障害:第5期、児:第1期計画 障害:第6期、児:第2期計画 障害:第7期、児:第3期計画 障害者基本計画 第3期計画 第4期計画 第1期計画 第2期計画 子ども・子育て支援事業計画 第3期計画 虐待・DV対策基本計画 第2期計画 第3期計画 第1期計画 白殺対策計画 健康づくり基本計画 第2次計画 第3次計画 第4次計画

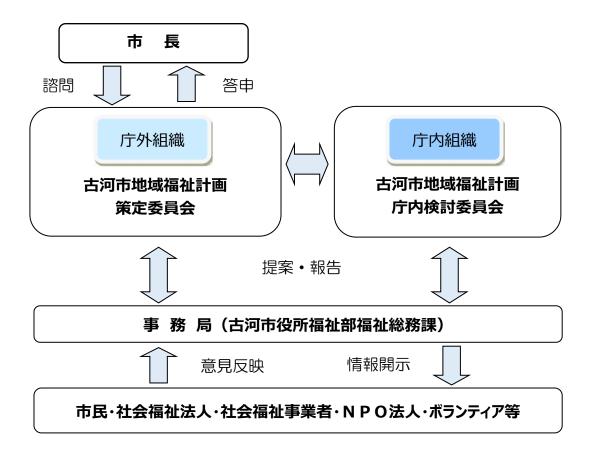
<関連計画の期間との比較>

# 3 計画の策定体制と策定の経緯

## (1)計画の策定体制

計画の策定にあたっては、一般公募市民・学識経験者・保健及び医療関係者・民生委員等で組織した「地域福祉計画策定委員会」からの意見の聴取のほか、より多くの市民の意見を反映させるために自治会・行政区や地域の福祉従事者などの参加による「市民ワークショップ(意見交換会)」の開催、「パブリックコメント」の実施を通じて意見を幅広く聴きとりました。

また、庁内の関連部署からは、関係部課長をメンバーとした「地域福祉計画庁 内検討委員会」を開催し、計画内容についての意見の聴取と協議・調整を経て策 定してきました。

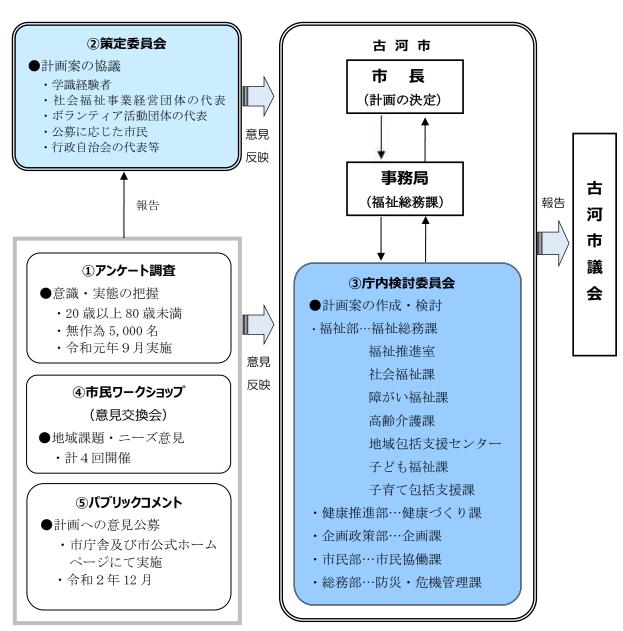


## (2)計画策定の経緯

地域福祉計画の策定にあたっては、まず、地域の実情に向き合い、地域住民自らが抱える生活課題、福祉課題、地域における身近な問題の実態を明らかにすることが、過程・手続きとして重要であるととらえてきました。

それを受けて、古河市では、次のように実態の確認とニーズを把握し、さらに、 多くの市民や福祉関連団体の代表などの参画と意見の反映を得ながら協議を重ね、この計画を策定してきました。

## <第3期計画の策定の過程・手続>



## ①市民意識調査 (アンケートの実施)

第3期計画の策定にあたって、地域における課題や意見を把握し、基礎資料とすることを目的として、「地域福祉アンケート調査」を実施しました。

## <調査概要>

調査対象者	20 歳以上 80 歳未満の一般市民(外国人を除く)
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和元年8月~9月
配布数	5,000 人を無作為抽出
有効回収サンプル数	1,714件
回収率	34. 3%

## ②策定委員会の開催

一般公募市民・学識経験者・保健及び医療関係者・民生委員等で組織した 「地域福祉計画策定委員会」は、令和元年度及び令和2年度に計4回開催し、 計画の内容等について様々な検討を行いました。

## <主な議題>

第1回(令和元年9月30日)	・地域福祉の概要について(宇都宮短期大学小野
	准教授による基調講話を含む)
	・第3期計画策定スケジュールについて
	・地域福祉アンケート調査等について
第2回(令和2年1月31日)	・地域福祉アンケート調査結果報告
	・第3期計画骨子案について
第3回(令和2年8月28日)	・市民ワークショップ結果報告
	・第2期計画の実績・評価について
	・第3期計画素案について
第4回(令和3年1月13日)	・パブリックコメント結果について
〔書面開催〕	・計画案について
	・市長への答申案について

## ③庁内検討委員会の開催

## <主な議題>

第1回(令和元年11月22日)	・地域共生社会の実現と地域福祉計画について
	・地域福祉アンケート調査について
	・市民ワークショップについて
第2回(令和2年9月16日)	・地域福祉アンケート調査の結果報告について
〔書面開催〕	・市民ワークショップの結果報告について
	・第2期古河市地域福祉計画の実績・評価について
	・第3期古河市地域福祉計画の体系図(素案)について
第3回(令和2年11月25日)	・第3期計画案について
〔書面開催〕	・市長への答申案について

## ④市民ワークショップの実施

市民の意見をさらに広く集め、計画に反映させるため、「古河市地域福祉計画市民ワークショップ」を計4回実施しました。

なお、第4回については、新型コロナウイルス感染予防対策のため、書面によるワークショップとしました。計4回の延べ参加人数 157 名。

## <実施概要>

第1回(令和2年2月5日)	・地域福祉とは(宇都宮短期大学小野准教授による講話)
	・古河市の将来を描いてみよう
第2回(令和2年2月12日)	・古河市の課題を抽出しよう
第3回(令和2年2月19日)	・古河市の課題解決のためのアイデアを出そう
第4回(令和2年3月中)	・古河市の課題解決のためのアイデアをまとめよう
〔書面開催〕	

## ⑤パブリックコメントの実施

計画の素案を市庁舎及び市公式ホームページにて公開し、市民から最終的な意見を求めました。

## く実施概要>

実施期間	令和2年12月9日から令和2年12月28日まで
意見提出者数	0名(意見はありませんでした)
閲覧場所	古河市ホームページ上などで意見を募集
	・総和福祉センター「健康の駅」(福祉総務課)
	・総和庁舎(市民総合窓口課)
	<ul><li>・古河、三和庁舎(市民総合窓口室)</li></ul>
	・「福祉の森会館」(健康づくり課)

# 第2章第2章

- 1 統計からみた古河市の現状
- 市民ワークショップでの意見・提案アンケート調査結果と分析

3

5

地域福祉における課題のまとめ

4

2

第2期計画の評価

地域福祉を取り巻く現状と課題

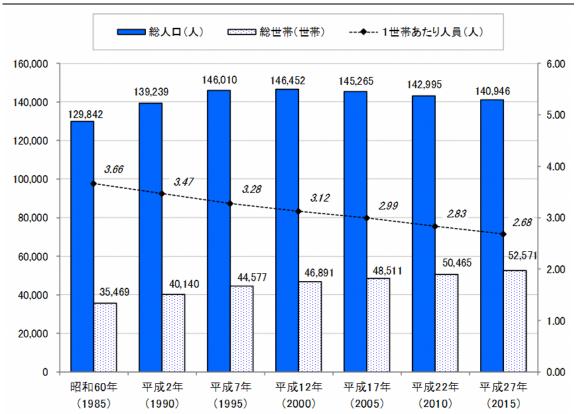
# 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

# 1 統計からみた古河市の現状

## (1)総人口等の推移

国勢調査に基づく総人口は、年々減少傾向にあり、平成27年10月1日現在の人口は140,946人で、平成22年の142,995人から5年間で2,049人減少しています。その一方で、世帯数は年々増加する傾向にあり、平成27年は52,571世帯と、平成22年の50,465世帯と比べて2,106世帯増加しています。一世帯あたりの人員については減少しており、平成27年では2.68人/世帯と、核家族化が進んでいます。

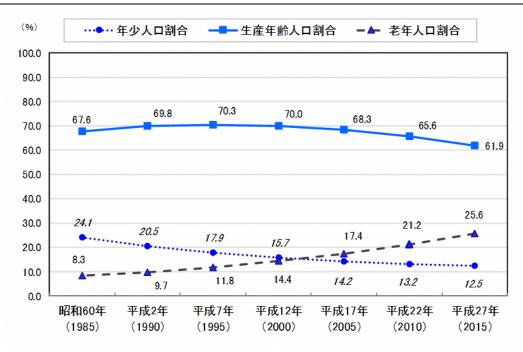
## 総人口及び総世帯数の推移



※昭和60年(1985)~平成17年(2005)の総世帯は世帯の種類「不詳」を含む。

年齢3区分別人口の総人口に対する割合について、昭和60年から平成27年の推移をみると、15歳未満の年少人口は24.1%から12.5%へと約2分の1に減少している一方、65歳以上の高齢者人口(高齢化率)は8.3%から25.6%へと約3倍へ増加しています。

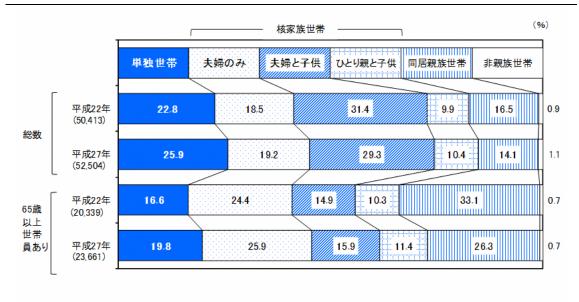
## 年齢3区分別人口割合の推移



※総人口に対する割合(年齢不詳は除く)

出典:総務省「国勢調査」 各年10月1日

## −般世帯の家族類型(平成 22 年・平成 27 年の比較)



※(母数:世帯数)には家族類型「不詳」を含む。割合は「不詳」を除いて算出。 ※同居親族世帯は、「核家族以外の親族世帯」

一人暮らし(単独世帯)の人員について、年齢5歳階級別にみると、平成27年は「65~69歳」が最も多く、1,329人となっています。平成22年との比較では、30歳代を除くほとんどの年齢層において単独世帯人員が増加しています。

## 年齢別単独世帯人員(平成 22 年・平成 27 年の比較)



※総数は年齢不詳を含む。割合は年齢不詳を除いて算出。

出典:総務省「国勢調査」 各年10月1日

平成 27 年の単独世帯人員について、男女別・年齢5歳階級別にみると、15歳~69歳までの年齢では男性が多く、70歳以降は女性が多くなっています。

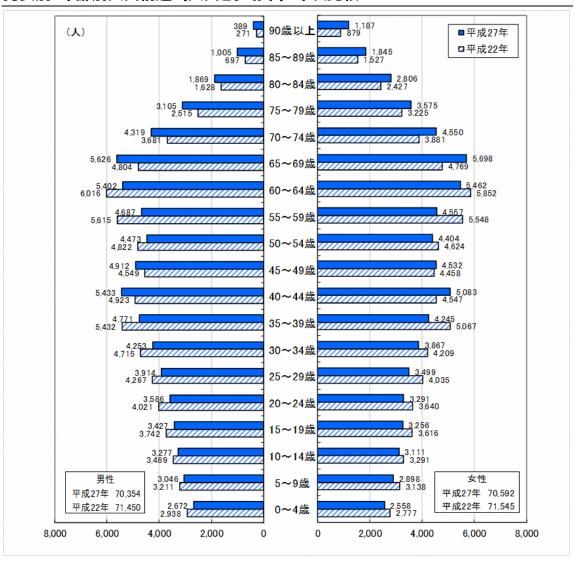
## 男女別·年齢別単独世帯人員(平成 27 年)



※総数は年齢不詳を含む。割合は年齢不詳を除いて算出。

男女別・年齢別の人口構造を示す本市の人口ピラミッドをみると、少子高齢化が進んだ「つぼ型」と呼ばれる形状となっており、その膨らみは次第に上方に移動し、男女ともに65~69歳の人数が最も多くなっています。

## 男女別・年齢別人口構造(人口ピラミッド)年次比較



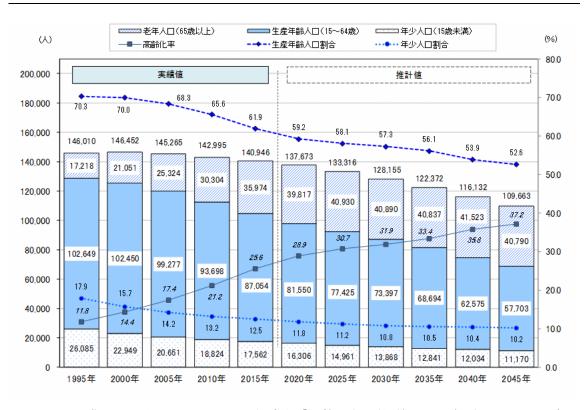
## (2) 今後の人口動向

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、当市の総人口は、2025 年 (令和7年)には133,316人、2045年(令和27年)には109,663人ま で減少する見通しとなっています。

年齢3区分別の推計では、15歳未満の年少人口は、実数、総人口に占める割合ともに減少し、2015年(平成27年)の17,562人(12.5%)から、2045年(令和27年)には11,170人(10.2%)まで減少するとされています。

一方、65 歳以上の高齢者人口及び割合(高齢化率)については、2015 年(平成 27 年)の 35,974 人(25.6%)から、2045 年(令和 27 年)には40,790 人(37.2%)に増加し、当市の3人に1人が65歳以上になるとの見込みが示されています。

## 年齢3区分別人口及び人口割合の将来推計

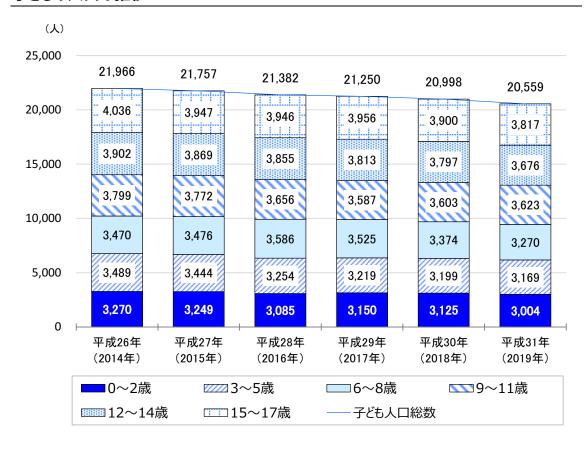


出典:1995年~2015年まで:総務省「国勢調査」(年齢不詳を除く)、2020年以降: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年3月推計)」

## (3)子どもの状況

本市の 18 歳未満の子ども人口は年々減少する傾向にあり、平成 31 年の総数は 20,559 人と、平成 26 年の 21,966 人から 1,407 人減少しています。また、0~2 歳児については、平成 31 年は 3,004 人で、平成 26 年の 3,270 人から 266 人減少しています。

## 子どもの人口の推移



出典:「茨城県常住人口」 各年4月1日

# (4) 高齢者の状況

本市では、65歳以上の高齢者がいる世帯の割合が一般世帯の45.1%(平成27年)を占めています。そのうち、高齢夫婦世帯(夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯)が20.4%、高齢者単独世帯(一人暮らし)が19.8%となっています。これらの割合は、年々増加の傾向にあります。

## 65歳以上の高齢者のいる世帯

	単位	世帯数	65歳以上の高齢者のいる世帯			
	1			高齢者単独世帯	高齢者夫婦世帯	
平成 12 年	世帯	46, 859	14, 441	1,752	2,000	
平成12年	%		30.8	12. 1	13.8	
平成 17 年	世帯	48, 511	17, 196	2, 431	2, 761	
	%		35. 4	14. 1	16. 1	
平成 22 年	世帯	50, 413	20, 339	3, 369	3, 689	
十成 22 中	%		40.3	16. 6	18. 1	
平成 27 年	世帯	52, 504	23, 661	4, 680	4, 816	
	%		45. 1	19.8	20. 4	

平成27年度

(2015)

平成28年度

(2016)

要介護・要支援認定者数は、年々増加を続けており、令和2年度には5,941人と、市の高齢者の約7人に1人が認定を受けています。

高齢者人口に対する比率(要介護等認定率)も上昇傾向にあり、令和2年度は 14.9%となっています。

### 要支援・要介護認定者数の推移 (人) (%) 8,000 16.0 14.9 14.8 14.6 14.4 7,000 14.1 13.8 14.0 ■要介護5 5,941 5,902 5.728 6,000 5,567 398 407 12.0 要介護4 5,318 388 380 5,053 737 371 724 5,000 ႍ 要介護3 707 416 701 10.0 702 ☑☑ 要介護2 850 829 706 781 866 4,000 801 ■ 要介護1 780 879 932 924 ◯◯◯◯ 要支援2 946 3,000 960 6.0 885 □□□ 要支援1 1,491 1,523 1,469 1,379 2,000 -->-- 認定者数(第1号) 4.0 1,254 1,137 **—**O— 認定率 838 872 875 1,000 2.0 751 ' 743 656 666 647 544 634 473 487 0 0.0

平成30年度

(2018)

平成29年度

(2017)

出典:「古河市高齢者福祉・第8期介護保険事業計画」

令和2年度

(2020)

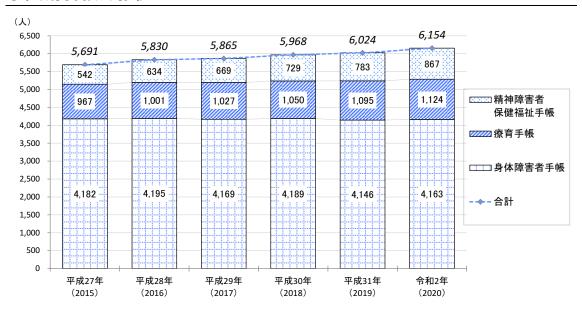
令和元年度

(2019)

## (5) 障がい児・者の状況

障害者手帳所持者数は、令和2年4月1日時点で身体障害者手帳が4,163人、 療育手帳が1,124人、精神保健福祉手帳が867人の計6,154人となってお り、緩やかに増加する傾向にあります。

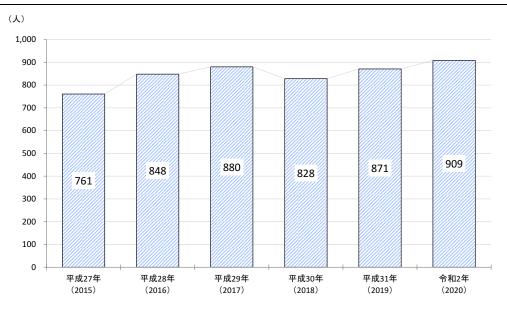
## 手帳所持者数の推移



出典:「第6期古河市障害福祉計画・第2期古河市障害児福祉計画」 各年4月1日現在

また、難病患者数は、近年850人前後で推移しており、令和2年3月31日時点では909人となっています。

## 指定難病特定医療費受給者数の推移



出典:「第6期古河市障害福祉計画・第2期古河市障害児福祉計画」 各年3月31日

## (6) 生活保護の状況

生活保護の状況をみると、令和2年4月末の被保護世帯数は 1,530 世帯、被保護人員数は 2,046 人となっています。平成 26 年 4 月末と比べると、被保護世帯数、被保護人員ともにやや増加しており、生活保護世帯数では 10%以上の増加がみられています。

保護率(総人口に占める被保護人員の割合)については、茨城県全体と比べて 高い状態で推移しており、令和2年は14.7%(人口千対)となっています。

### 生活保護の被保護人員数及び保護率の推移 (人) (‰) 2,500 20.0 2,193 2.141 2.142 2,109 18.0 2,049 2,046 1,989 15.6 15.3 2,000 15.2 15.0 16.0 14.7 14.7 14.1 14.0 1530 1531 1504 1499 1509 1443 1,500 1365 12.0 10.0 9.8 9.8 9.6 9.4 1,000 9.1 8.0 9.0 8.9 6.0 500 4.0 2.0 0 0.0 平成26年 平成27年 平成28年 平成29年 平成30年 平成31年 令和2年 (2014年) (2015年) (2016年) (2017年) (2018年) (2019年) (2020年) ■被保護世帯数 □□□ 被保護人員 → 保護率(古河市) ------保護率(茨城県)

※被保護世帯・人員については停止中を含む

出典:「茨城県市町村別保護状況」 各年4月末時点

## (7)地域福祉を支える活動者の動向

社会福祉協議会に登録されているボランティア団体数は、令和元年度末時点で66団体、ボランティア登録者数は2,973人となっており、過去5年で登録団体数は減少、人数は増加しています。

また、新たな地域での見守りシステムの構築に向け、自治会における組織化や活動についての説明会・勉強会を経て開始された「あんしん見守り隊」は、25地区での実施を目標としていましたが、2地区での実施にとどまっています。

## ボランティア登録団体数の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
登録団体数	82	81	81	73	66

出典: 古河市社会福祉協議会資料

## ボランティア登録者数(団体会員及び個人会員)の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
登録人数	2, 762	2, 708	3, 148	3, 162	2, 973

出典: 古河市社会福祉協議会資料

## あんしん見守り隊推進事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実施地区数	1	2	2	2	2

出典: 古河市社会福祉協議会資料

# 2 第2期計画の評価

第2期古河市地域福祉計画(平成27年度~令和2年度)に設定した「3大施 策目標」と「プラス5の施策目標」について、令和元年度末までの実績・状況を もとに評価を実施し、第3期計画に引き継ぐ項目について検討を行いました。

結果の概要については、以下のとおりとなっており、いずれも引き続き取り組む必要があるとの結論が得られています。

## <評価基準>

A:大いに進んだ(進捗・達成率 70%以上) B:少し進んだ(進捗・達成率 30~70%)

C:ほとんど進んでいない(進捗・達成率30%未満) D:まったく進んでいない(未実施・未着手)

## 3大施策目標評価結果

施策目標	事業項目	評価	3 期計画 引継事業
<ul><li>①新たな地域での 見守りシステムの 構築</li></ul>	・モデル事業 (あんしん見守り隊推進事業)	В	No.39
	・地域力強化推進事業による地域福祉活動の PR・ 啓発	В	No.28 No.66
	・生活支援体制整備事業等による地域自治組織 への支援	В	No.30
②災害時の避難行 動要支援者の支援 体制の確保	・避難行動要支援者に対する名簿情報開示についての同意の確認	A	No.48
	・避難行動要支援者名簿の作成	A	No.48
	・避難行動要支援者の個別支援計画の作成	В	No.52
	・避難行動要支援者名簿情報及び同意の更新	A	No.48
③多様な主体による地域福祉活動の 活性化	<ul><li>・シニアボランティアポイント制度登録講座説明 会の実施</li></ul>	A	No.38
	・シニアボランティアポイント手帳の配布・登録	A	No.38
	・ボランティア養成講座修了者及び地域での福祉 活動実践者の奨励(表彰)	С	No.42
	・ボランティア大会の実施	С	No.58

# プラス5の施策目標評価結果

施策目標	事業項目	評価	3 期計画 引継事業
①生活困窮者の自 立支援体制の確保	・自立相談支援事業(古河市生活支援センターによる相談)	A	No. 8
	・住居確保給付金の支給	A	No. 8
	・その他任意事業(子どもの学習支援事業・放課 後子供教室事業の一体的な実施、家計改善支援 事業、就労準備支援事業等の実施)	В	No. 8 No.15
②民生委員・児童 委員、行政自治会 等との連携・協力	・民生委員・児童委員と古河市の個人情報の取り扱いに関するガイドラインの作成・周知、改訂	A	No.43
	・民生委員選出の見直し(古河市行政自治会と古河市民生児童委員連合会の意見調整、選出方法の統一)	A	No.43
	・地域自治組織の活動への協力・支援(行政自治会に対する協議体と生活支援コーディネーターの配置等)	В	No.30 No.35
③社会福祉協議会 との連携・協力	・運営支援体制の見直し(古河市社会福祉協議会 経営改善計画の策定と運営支援)	В	No.58
	・地区社協の検討(地区社協の組織化と活動基盤づくり等の検討)	С	No.30 No.37
④制度の隙間を埋める多様な主体との連携・協力	・補完的事業の推進(「古河市虐待・DVほっと LINE」の実証実験、古河市自殺対策計画の 策定・実行等)	В	No. 4 No. 5 自殺対策 計画策定 済
	・福祉関連組織・団体の育成(施設や活動場所の 提供、研修機会の提供等)	В	No.28 No.43
⑤地域福祉計画推 進・進捗管理体制 の確立	・市民意見交換会(市民ワークショップの開催等)	A	P96
- Plan	・庁内調整会議(庁内検討委員会)の開催等	В	P96

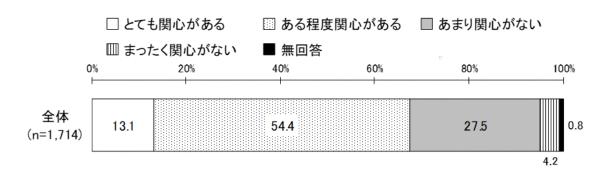
# 3 アンケート調査結果と分析

令和元年9月に行った「地域福祉アンケート調査」の結果から、現状と課題を 分析し、主な調査項目に関して取り上げ、どのような施策の方向性を示していけ ばよいのかについてまとめました。

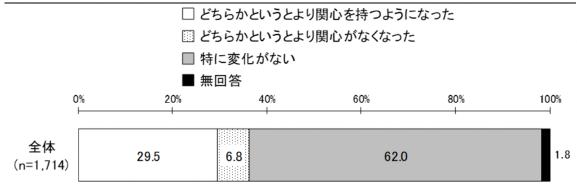
## (1) 地域福祉への関心について(問8~問11)

7割弱の人が地域福祉に一定以上の関心がありますが、直近の5年間では地域住民による支え合いや助け合いに対する関心度には「特に変化がない」となっています。また、住みよい地域社会の実現に向けた課題としては、近所付き合いの減少や地域に関心がないことをあげており、地域における交流の機会の促進や地域情報の効果的な発信などが求められます。

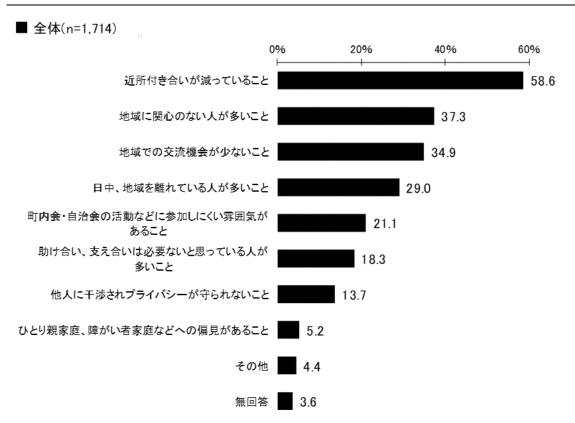
## 問8 あなたは、地域福祉に関心をお持ちですか。



# **問9** あなたは、地域住民による支え合い助け合いについて、以前(5年くらい前)と 比べて、どのように変化したと感じますか。



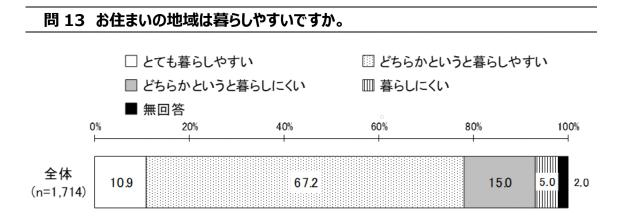
## 問 11 地域の人々がお互い力を合わせて、住みよい地域社会を実現していくうえで 課題となることはどのようなことだと思いますか。【複数回答】



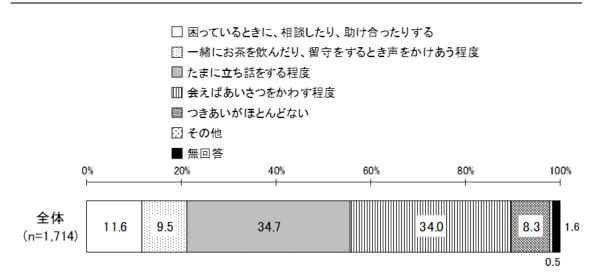
## (2)地域での暮らしや近所での関わりについて(問12~問22)

8割弱の人が居住地域での暮らしやすさを感じています。近隣住民との付き合いは、たまに立ち話をする程度や、会えばあいさつをかわす程度がほとんどとなっているなど、深い交流まではしていないことが分かります。

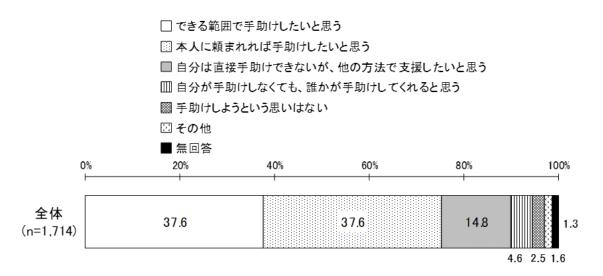
近隣住民に対しての手助けは、できる範囲内での手助けや本人に頼まれれば したいなどとなっており、需要と供給のマッチングが重要となります。地域福祉 活動に参加していない人が8割弱を占め、その理由としては、自分の生活で手一 杯、時間や機会がないなどとなっており、参加が難しい状況になっています。



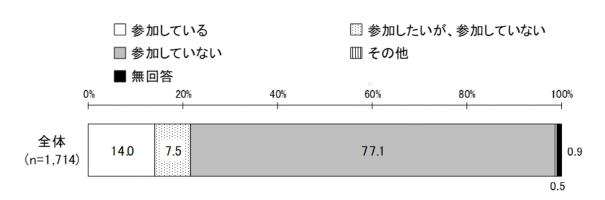
## 問 15 あなたとご近所の人(名前や顔を知っている人)とのお付き合いの程度は、現 状ではどれくらいですか。



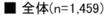
## 問 16 あなたはご近所の人(名前や顔を知っている人)が高齢、障がい、子育て、 病気、貧困、災害などで困っていることを知ったとき、その人への手助けについてど のように思いますか。

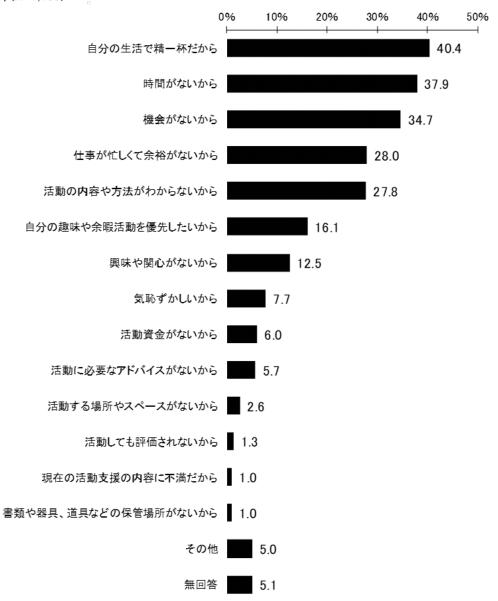


## 問 21 あなたは現在、地域福祉に関する活動に参加していますか。



## 問 21 〈「参加している」以外を答えた方に〉その理由は何ですか。【複数回答】

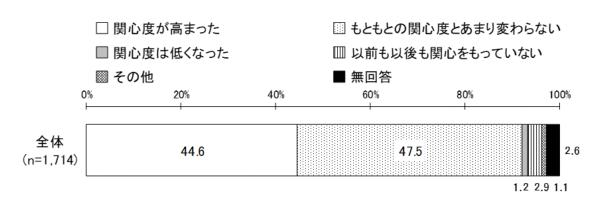




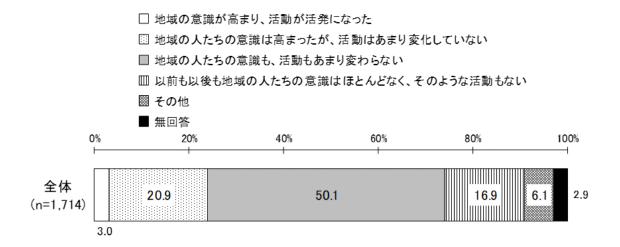
## (3) 災害時の地域での支援について(問 23~問 30)

近年国内での災害が頻発していますが、災害時の近隣での助け合い活動への 関心度は高まった人とあまり変わらない人と、半々となっています。そのため、 地域の人同士における助け合い活動もあまり変化はみられていません。また、避 難行動要支援者という言葉を知らない人や地域の防災活動へ参加していない人 が多いことから、地域における助け合いや防災活動への意識啓発が必要です。

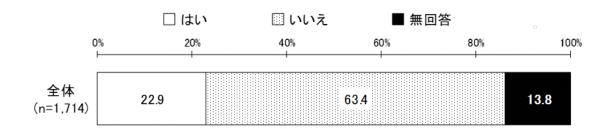
問 23 全国各地で大きな災害が頻発していますが、災害時の地域の人同士による助け合い活動(地域での見守り・声かけ・ボランティア・災害支援・寄付等)について、あなた自身の関心度に変化がありましたか。



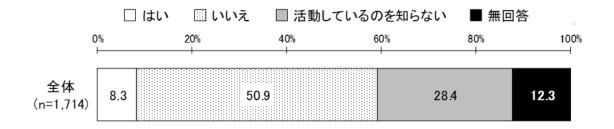
問 24 あなたがお住まいの地域自治組織(自治会、行政区等)では、災害時の地域の人同士による助け合い活動(地域での見守り・声かけ・ボランティア・災害支援・寄付等)について、この数年間で何か変化がありましたか。



## 問 27 あなたは避難行動要支援者という言葉を知っていますか。



## 問 29 あなたは日頃から地域の防災活動や訓練に参加していますか。



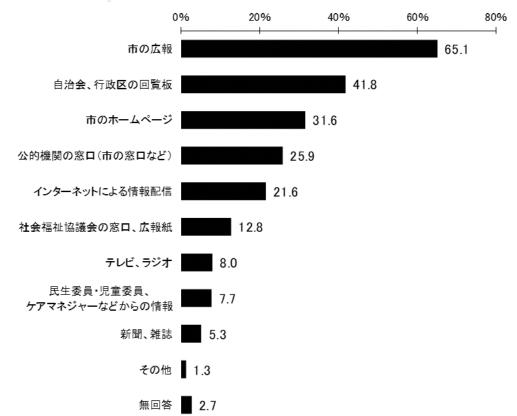
## (4) 福祉情報や地域福祉の目標について(問31~問37)

保健福祉情報をどのような方法で入手したいかでは、市の広報、回覧板、ホームページなどが多くみられましたが、保健や福祉の相談先が分からない人が7.9%と、周知の強化が必要です。

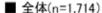
古河市の地域福祉としては、在宅福祉を支えるサービスの充実や市民相互の助け合いなどが求められています。

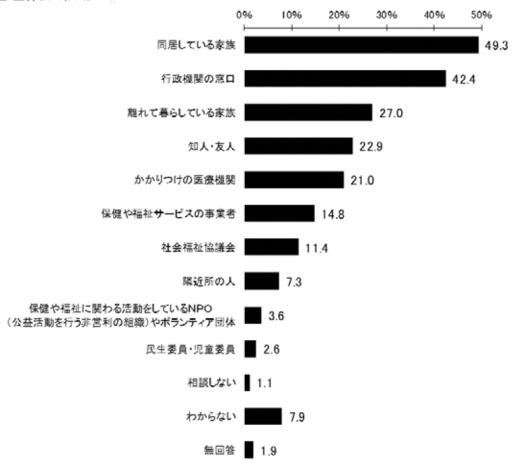
## 問33 今後、市の保健福祉情報をどのような方法で入手したいですか。【複数回答】





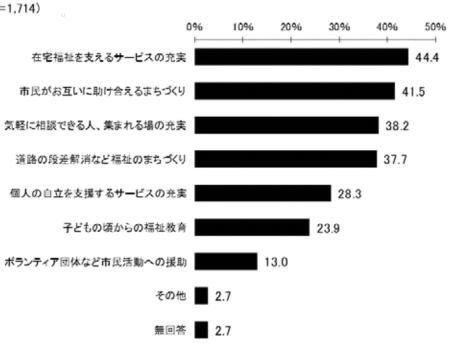
## 問35 あなたが保健や福祉について相談したいとき、どこに相談しますか。【複数回答】





## 問37 古河市の地域福祉では何を重点にすべきだと思いますか。【複数回答】

## ■ 全体(n=1,714)



## 4 市民ワークショップでの意見・提案

令和2年2月に行った「古河市地域福祉計画市民ワークショップ」において参加者から得られた古河市の現状の課題と課題解決のためのアイデアについて、 ①から⑤までのテーマごとに通常時、災害時に分けてその紹介をします。

## 現状における課題と解決のためのアイデア

## ① 高齢者の支援

## 【通常時の課題】

〇高齢者の困りごとを把握し、速やかに対応できるしくみづくりと高齢者が移動しやすい環境づくり(集まる場所の創出と移動手段の確保)

## ≪アイデア≫

- ⇒自治会全体で地域高齢者の把握を進め、協議体制を機能させる。老人クラブやいきいきサロンの育成・強化、移動支援のためのボランティア(有償を含む)の確保、ゴミ出しのお助け隊の結成等につなげる。
- ⇒巡回バス「ぐるりん号」の増便や民間の送迎マイクロバスとの連携、福祉タクシーの導入等を通じて、高齢者が集会所(公民館)やスーパーマーケットのフードコート等を利用しやすくできるよう、行政や企業が連携して集合場所や移動手段を工夫して確保する。
- ⇒学校の中に高齢者サロンや相談窓口を設置する、幼稚園や保育園に高齢者が 集い、世代間交流もできる場を設ける、子ども食堂とシルバーカフェを併設す るなど、高齢者が歩いて行ける範囲の中に、気軽に同世代・多世代でコミュニ ケーションがとれる場所をつくる。

## 【災害時の課題】

〇災害時における高齢者のサポートの体制づくりや、高齢者でも情報が得やす いしくみづくり。

## ≪アイデア≫

- ⇒災害福祉支援チーム(DWAT)の結成、救援車の巡回(災害時の「ぐるりん号」の活用)、高齢者への連絡ツールの無償配布、CATVのデータ放送の活用等ができないか。
- ⇒災害時要援護者名簿の作成促進を進めるとともに、身近な地域での避難訓練、 地区ごとの避難場所の設定・周知を行い、日頃の近所付き合いの中で自助・共助の準備を進めておく。

## ② 障がい者の支援

## 【通常時の課題】

○障がい者の教育環境や買い物機会の充実、近隣の障がい者を把握できるよう な関わりづくり。地域全体でのコミュニティ形成のためのインクルーシブ教育の実践やサポート体制の充実。

## ≪アイデア≫

- ⇒学校における支援員の増員と教育者の育成を行い、教育現場での障がい者理解教育を進める。子どもから大人までの共同教育も実施する。
- ⇒障がい者に関するイベントや障がい者施設の見学会の企画・開催、障がい者スポーツの推進等に取り組む。
- ⇒出張販売車の配備や外出ボランティアの充実を図る。

## 【災害時の課題】

〇災害時における衛生環境の整備や福祉避難所などの情報提供、移動手段の確保・充実。

## ≪アイデア≫

- ⇒障がい者が優先的に福祉避難所に入れる制度を導入するとともに、障がい者 用トイレの増設や消毒の強化(感染症対策)、おむつや尿漏れ下着等の配備等 を行う。また、 I o T ※1 の (L PWA ※2 も含む)を活用して市内全域をカ バーする。被災地(被災者)に学ぶ機会も設けていく。
  - ※1 Internet of Things…モノに通信機能を搭載させること。
  - ※2 Low Power Wide Area…なるべく消費電力を抑えて遠距離通信を実現する通信方式。

## ③ 子ども・子育ての支援

## 【通常時の課題】

〇子育て中の親の教育体制を整えるとともに、育児休暇取得の促進をはじめ、 「子育て」と「仕事」が両立できる環境をつくる。子どもの居場所づくりや、 小児医療機関の充実も必要。

## ≪アイデア≫

⇒親が子どもと一緒に参加できる講演会を開催したり、祖父母世代と交流が持てる場所・機会を設ける。また、地域の子ども会において子育て中の親の支援や教育を行う。

- ⇒保育園や学童保育等の施設を充実させるとともに、職員の給与・手当等の処遇を向上させ、人材を確保する。男性の育児休暇の取得促進を図り、企業等への理解と協力の要請等も行う。
- ⇒駅ビルや商業施設内等に、子どもを預け、遊ばせられる場所、保護者同士が情報交換できる場所を増設する。 小中学校の空き教室も積極的に活用する。

## 【災害時の課題】

〇避難所における乳幼児用食品や衛生用品等の備蓄の増強、他人に遠慮なく過ごすことができる避難所環境の整備

## ≪アイデア≫

- ⇒保育園や他の公共施設との相互利用の促進を図る。
- ⇒各避難所に乳幼児や障がい者等のエリアを設ける、家庭ごとの仕切りを設置する等、プライバシーに配慮したものにする。各避難所に液体ミルクやおむつ等、便利で衛生的な物品のほか、児童書や玩具等も用意し、備蓄品目録を作成して誰でも分かるようにしておく。
- ⇒災害時においても小児科医師と連携が図れるよう、市と医師会の間で災害時 の医療協定を締結する。

## ④ ひきこもり・マイノリティの支援

## 【通常時の課題】

○ひきこもりやマイノリティ(LGBT含む)の人々への理解や知識を高める研修や啓蒙活動の実施、関わり合う機会の創出。誰でもどんなことでも相談できる窓口の設置と支援につながるしくみづくり

## ≪アイデア≫

- ⇒広報や回覧版などを活用して、地域で支援を必要とする人の情報収集や、当事 者向けのイベントの実施を案内する。
- ⇒気軽に相談できる窓口を設置するとともに、新しいタイプの電話相談など本 人や家族がSOSを出しやすいしくみをつくる。
- ⇒学校卒業後も途切れない支援を継続し、本人に無理強いせず、温かく見守ることが重要。子どものうちからの人権教育により、周囲が理解ある関わりを実践し、近所での小さな交流を重ねて信頼関係の構築につなげていくとともに、専門知識のある人が動ける体制をつくり、ピアカウンセリングなどを通じて支援していく。

## 【災害時の課題】

〇災害時: 災害時におけるアクセスを容易にし、具体的な支援・協力の行動につなげられるよう、災害が起こる前から支援が必要な人々の情報を把握・共有し、連携がとれる環境をつくる。

## ≪アイデア≫

⇒民生委員・児童委員といった関係機関と連携し、可能な範囲で事前に情報提供をしてもらう。家族による情報発信等に応じて支援し、差別や偏見の目で見ずに一緒に行動する。また、家の内外で安全な場所を確保・提供するために、一緒に考える機会を持つ。

## ⑤ 我が事、地域丸ごとで支え合うコミュニティの形成・発展

## 【通常時の課題】

〇人と人とのつながり、見守り合い、支え合いのコミュニティづくりと、人づく りの取り組み。近所はもとより、より広い地域でのつながりづくり。

## ≪アイデア≫

⇒日常のあいさつなど、近所同士の声のかけ合いを実践する。また、自治会での ランチ会やサロンの開設、近所での飲み会の企画などもできるとよい。地域で の趣味のグループづくりや、同じ目的を持って集まれる場所づくりを進める。

## 【災害時の課題】

○互いの顔が見えるつながりづくりや、自助・互助を徹底させるための機会を企画・創出していくこと。

## ≪アイデア≫

⇒近隣住民とのつながりを強くし、日頃から近隣や家族で避難場所を考えておくようにする。要介護者の支援・救助体制の検討や、防災の訓練や研修会の開催、防災士資格の取得励行等を通じて、自分のことは自分で守る(自助)とともに、地域は地域住民が協力して守る(共助)ことについての理解を深める。

## 5 地域福祉における課題のまとめ

少子高齢化が進み、高齢者人口が増加していく中では、高齢者福祉対策の充実を図る必要がある一方、比較的元気な高齢者には介護・福祉人材等の労働力や地域のボランティア候補者としても期待されており、あらゆる世代が地域で活躍できるしくみづくりが必要です。生活保護世帯が多く、一人暮らしの世帯が増加している状況も踏まえ、市民同士のつながりの機会、特に一人暮らしの高齢者が地域社会へ参画できる機会を創出していくことが求められています。

また、市内での人口減少が進む中、外国人に労働力を求める流れが定着し、外国人の増加に伴う生活課題・地域課題も顕著になりつつあります。

その一方で、昨今の経済不況の影響や公的支援の狭間にあって長期に地域社会の目に触れない状態に陥っていながらも、これまで支援の行き届いていない者とその世帯(いわゆる「8050問題」や「ダブルケア」等)の増大の問題、価値観の多様化(ダイバーシティ)に焦点が当てられつつある中にあっても、地域社会から排除されやすい罪を犯した者やLGBTなどの性的マイノリティ等の生きづらさの問題、そして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による社会経済へのダメージからの、生活困窮や子どもの貧困が増大しているという問題等、今日の生活課題・地域課題はますます複合化・複雑化してきていることは明らかであり、これらへの支援体制の構築に向けた対策は喫緊の課題となっています。

## (1) 市民に対する相談支援や生活支援体制の充実の必要性

本市がこのような社会環境の変化に対応していくには、育児に不安があって も、あるいは一人暮らしや認知症になっても、市民が住み慣れた地域で自分らし い生活を送り、安心して快適に暮らしていけるように、庁内の関係部署や社会福 祉協議会をはじめとした関係機関・団体が連携し、健康づくりや介護予防、生き がいづくり、見守り、医療、介護、子育て等を地域ぐるみで支えていくための、 情報共有と対象者に関係する多機関の連携・協働のネットワークやしくみのさ らなる充実が不可欠です。

本計画を策定するに先立って実施した市民アンケート調査においては、「在宅生活を支えるサービスの充実」、「市民がお互いに助け合えるまちづくり」、「気軽に相談できる人、集まれる場の充実」の3つが重視すべき点の上位にあがっており、調査全体として、住民同士のまとまりや助け合い、そして情報提供体制の充実が求められる結果となっています。

また、市民ワークショップにおいても、「高齢者の困りごとを把握し、速やかに対応できるしくみづくり」、「誰でも、どんな事でも相談できる窓口の設置と支援につながるしくみづくり(行政に限らない)」が課題であるとして、多くの意見・提案が寄せられました。

## (2) 市民が我が事として主体的に地域活動に参加できるしくみづくり

地域の様々な生活課題を「我が事」として「丸ごと」受け止め、地域が一体となって地域共生社会づくりを一層推進するためには、市民が主体的に取り組み、地域の社会活動への参加を促していく、しかけとしくみづくりが必要です。

市民アンケート調査によると、地域の活動への参加率は、前回6年前の調査より若干高まっているものの1割強にとどまっており、若年層ほど低い状況がみられます。参加していない理由としては、全体では「自分の生活に精一杯だから」が約4割、若年層では「時間がないから」が5割超で最も多くなっています。今後、地域の活動の担い手をどのように確保していくかは、非常に大きな課題です。

また、市民アンケート調査では、今後住みやすい地域社会を実現していくうえでの課題として、「近所付き合いが減っていること」が6割弱と最も多く、居住地区での困りごととして、「通院などの外出」、「災害時の支援」、「買い物」の3つが上位にあがっています。

本市における公共交通は、市が運営する循環バス「ぐるりん号」やデマンド交通「愛・あい号」、民間が運営する路線バス、鉄道、タクシー等がありますが、 高齢化が進む中で、生活の利便性向上や社会参加のための移動手段の充実も大きな課題となっています。

## (3) 重点施策は、災害時の避難行動要支援者等への支援

近年の災害発生の頻度は高まっており、その被害も甚大になる傾向がみられています。しかし、市民アンケート調査によると、「災害時に身近な地域の中に、手助けをしてくれる人がいる」は4割弱となっており、「手助けは不要である(自力で避難できる)」の割合も3割弱と、前回6年前の調査よりも10ポイント以上減少しています。「支援が必要な人に対して手助けできる」とする回答も6割弱と、同様に10ポイント以上減少しています。その一方で、地域の防災活動や訓練への参加率は1割未満にとどまっています。

市民ワークショップでは、高齢者、障がい者、子ども・子育て、ひきこもり・マイノリティそれぞれに対する支援に関し、災害時の課題解決のためのアイデアが多く寄せられているほか、本計画の策定委員会においても、災害時の支援体制の充実に対する意見が強く打ち出されています。

災害時の対策に共通する課題として、災害時避難行動要支援者をはじめとした市民の多様な特性・状況に応じた情報提供・アクセスの充実や移動手段の確保、衛生環境の整備、プライバシーの保護、住民同士の普段からの顔が見える関係づくり、自助と互助の徹底等が解決すべき課題としてあげられています。

## (4)新しい感染症対策への対応

令和2年の新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大を受け、あらゆる場所・場面において「ソーシャル・ディスタンス(社会的距離)」の確保として、外出や会食等の交流活動の制限や、リモートによる対話等が要請されることにより、地域社会における人と人との様々なつながりの希薄化も生じ、地域福祉への影響も懸念されています。

新型コロナウイルスをはじめとした感染症の対策にあたっては、市民に対し、「新しい生活様式」を日常へ取り入れることを促すとともに、医療や福祉、介護等の関係事業所に対しては、国・県の各種ガイドラインや本市の新型インフルエンザ等対策行動計画等に沿った感染予防・拡大防止の対策を周知徹底しつつ、地域福祉の推進にとって必要な支援や活動を推進していくことが求められます。

感染拡大への備えや対策の強化の行動は、地域での人と人との「つながり」や「絆」、「顔の見えるふれあい」を広げるなどの地域福祉が目指すべき行動とは、相反することになります。これらの矛盾を内包した地域福祉推進の新たな課題に対し、さらに新たな手法により果敢に取り組んでいくことが行政や地域に求められています。

## (5) 成年後見制度の促進

権利擁護に関する相談窓口として、高齢者については市内3か所の地域包括支援センターで受付をしています。障がい者については、古河市基幹相談支援センター、古河市地域相談支援センター3か所及び障がい福祉課窓口で受付をしています。また、古河市社会福祉協議会では、独自事業として「成年後見サポートセンターこが」を設置し、法人後見事業と日常生活自立支援事業(県社協事業)を実施しているほか、市からの委託事業(広報・啓発、市民後見人の育成)と一体的に活動を実施しています。

しかし、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査報告書(令和2年3月)によると、 成年後見制度を知っている人は市民の4割程にとどまり、知らない人の中に、制度を必要とする人が多く潜在していることが見込まれます。

成年後見制度を必要とする人の権利を守るためにも、同制度の周知をより充実するとともに、同制度の推進を協議する場の整備や、成年後見人と他の福祉関係者等を結び付ける地域連携のネットワークづくり等を行い、同制度を推進する中心的役割となる「中核機関」を設置する必要があります。

また、国は平成 29 (2017) 年3月に成年後見制度利用促進基本計画(以下「国の基本計画」という。)を策定し、市町村は、成年後見制度利用促進法第 14 条第 1 項に基づき、国の基本計画を勘案して成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努力するものとしています。

このことから、市の責務として、国の基本計画を勘案した「古河市成年後見制度利用促進基本計画」を当計画に内包し、本市の成年後見制度の推進に向けて、総合的かつ計画的に取り組みます。

## 第3章 第3章

4 計画の推進によるSDGsの達成3 計画の基本目標

1 施策の体系

基本理念と基本方針

2

## 計画の基本方向



## 第 3 章

## 第3章 計画の基本方向

## 1 施策の体系

## 基本理念

# 基本方針(包括的支援と多様な参加・協働を推

進

ま

## 基本目標1 相談支援の充実

施策① 各分野での包括的ケアの推進

施策② 包括的な支援体制の構築

施策③ 多機関の協働とアウトリーチの導入

## 基本目標2 参加支援の推進

施策① 制度のはざまにある者及び、ひきこもり等への社会参加支援

施策② ひきこもりがちな高齢者の社会参加支援

施策③ 障がい者に対する社会参加支援

## 基本目標3 地域づくりに向けた支援(地域力強化)

施策① 市民による主体的地域支援活動の推進

施策② ボランティア活動の推進

施策③ 関係団体との連携・協働

## 基本目標4 災害時の避難行動要支援者への支援

施策① 地域防災の推進

施策② 災害福祉の推進

施策③ 地域でできる新型感染症対策

## 基本目標 5 地域福祉基盤の支援等

施策① 社会福祉協議会等(社会福祉法人・NPO・関係団体) との協働

施策② 地域福祉のための独自財源の確保と活用

施策③ 効果的な広報・周知活動の拡充

地 域 の 絆 を深め、 福 祉 文化が根づくま ち 地 域 共生社会、

古河

## 2 基本理念と基本方針

社会福祉法において、地域住民は地域福祉の主体として位置づけられているとおり、今日、市民に求められるのは、福祉サービスの利用者・対象者という立場だけでなく、様々な生活課題に対して、市民が「我が事」として主体的に取り組むしくみの構築です。

また、地域の様々な生活課題・地域課題を「我が事」として「丸ごと」受け止め、地域が一体となって、子ども・高齢者・障がい者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」づくりを一層推進するために、高齢者、障がい者、子育て家庭、生きづらさを抱えた者、生活困窮者、若者や中高年のひきこもり、ヤングケアラー等、対象者及び対象世帯を広くとらえた「包括的相談支援体制」の構築と推進を目指す必要があります。

本市の第2期計画では、「地域の絆」という価値の再認識と「福祉文化」の醸成を中心軸に据え、市民や様々な主体、行政との協働による地域福祉を推進してきました。第3期計画においても、これらの理念と取り組みが古河市全体に根付き、それぞれの行動の積み重ねが地域文化を創造していくことにつながるとの考え方を継承するとともに、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応した包括的な福祉サービスの提供体制を整備し、さらなる支援と多様な参加・協働を推進することにより、私たちの古河市における地域共生社会の実現を目指します。

## (1)基本理念

地域の絆を深め、福祉文化が根づくまち 地域共生社会、古河

## (2)基本方針

包括的支援と多様な参加・協働を推進します

## 3 計画の基本目標

基本理念の「地域の絆を深め、福祉文化が根づくまち 地域共生社会、古河」 を実現するために、基本方針「包括的支援と多様な参加・協働を推進します」に 沿った、次の5項目を基本目標として設定します。

なお、基本目標の実現に向けては、「古河市障害者基本計画」、「古河市障害福祉計画・障害児福祉計画」、「古河市子ども・子育て支援事業計画」、「古河市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」等、本市の個別計画と連動し、かつ、これらの個別計画を補完しながら、地域福祉の推進のための施策・事業の展開を図ります。

## 基本目標1 相談支援の充実

地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を推進するためには、本人や世帯の属性に関わらず、幅広く相談を受け止め、本人・世帯の暮らし全体をとらえて、信頼関係を構築していくことにより、本人に寄り添いながら継続的に関わるなど、丁寧できめ細やかな「断らない相談支援」、「伴走型の支援」が必要となります。

相談を受け止める機能を十分に確保することに加え、複合的な課題にも支援 関係者全体が連携して対応できるように、多機関協働と支援会議と個別支援プランの作成を支援の中核として位置づけ、そのしくみの機能強化に取り組みます。

また、支援に時間を要し、長期にわたり継続的な関わりが求められる事例や、 一人では相談支援機関の窓口まで来ることができない事例に対応するために、 その対象者のいるところへ積極的に出向いて働きかけ、情報や支援サービスを 届ける「アウトリーチ」の手法による「継続的な支援」を進めていきます。

## 基本目標 2 参加支援の推進

地域の福祉課題の複合化・複雑化の背景には、地域における社会的孤立等、人 と人との関係性の貧困があり、それに伴い対象者が自己肯定感や自己有用感を 低下させ解決を難しくしていることが多いとされています。

生活困窮者やひきこもりの状態にある人の自己肯定感や自己有用感を回復して生きる力を引き出すためには、本人・世帯が、他者や地域社会との関わりや、自分に合った役割を見出す等の多様な接点をどのように確保するかが重要です。そのためには、相談支援と一体的に機能し、多様な社会参加に向けた機会の提供が求められます。

既存制度の活用や縦割りの対応ではなかなか社会へつながることが難しい人については、本人・世帯の状態に合わせた参加支援が求められますが、地域資源を最大限活用して、参加支援に向けたサービスの提供のしくみを構築していきます。

## 基本目標3 地域づくりに向けた支援(地域力強化)

地域の中で、地域住民自身の希望や能力に応じて地域のために何らかの役割を果たすことは、地域住民の自己肯定感や自己有用感を育むことにつながります。また、地域の中で、お互いを気にかけ支え合う関係性を育むということは、社会的孤立の発生・深刻化を防ぐことにも寄与します。

また、地域づくりの取り組みは、行政のみで進められるものではなく、地域住民の総意や主体性を源として地域に様々な活動が生まれるように環境を整備していくこととその過程が大切です。

市は、地域住民が主体となって地域に多様な参加の場や居場所を確保するために、側面的な立場から支援を行うとともに、地域住民同士による見守り活動等、地域の既存の活動や助け合いを把握しながら、新たな活動を生み出すなど、地域づくりをコーディネートする機能を充実させます。

## 基本目標4 災害時の避難行動要支援者への支援

大規模地震や台風・竜巻などによる風水害など、自然災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障がい者などに対する支援は、行政だけでは対応できない場合もあり、地域住民が相互に協力して、支え合うことが求められています。災害時にこのような支援体制が発揮され機能するには、平常時からの「共助」の地域づくりがその基盤として必要となっています。

また、災害時の備えのために、地域住民が地域独自の支援体制を地域の実情に合わせて主体的に推進していくには、適切な防災情報や「災害時の避難行動要支援者」の情報をあらかじめ地域に提供しておくことが有効とされており、関連法令等にも地域への情報提供の在り方が具体的に明記されています。

古河市においても、「災害時の避難行動要支援者」の支援体制の整備と情報提供について、その関連法令等に基づき、地域の実情に合わせながら実施していきます。

## 基本目標5 地域福祉基盤の支援等

地域福祉計画の策定・実行等にあたって必要となる経費については、その調達を固定的に考えるのではなく、豊富なアイデア、多様な財源や資源を前提とすべきであり、財源難を理由に地域福祉計画の推進が消極的になったり、停滞したりすることのないように配慮すべきです。

様々な地域づくりに関する事業を一体的に実施するために、各分野の補助金等を柔軟に活用していくことに加え、共同募金によるテーマ型募金、クラウドファンディングやファンドレイジング手法の導入、SIB(ソーシャル・インパクト・ボンド)や成果連動型民間委託契約方式(PFS=ペイ・フォア・サクセス)について調査・研究も進めていきます。また、ふるさと納税や地域福祉基金の活用方法の検討、社会福祉法人による地域における公益的な取り組みとの協働等についても検討し、推進していきます。

## 4 計画の推進による SDGs の達成

本市は、世界や我が国での活発な動きの中で立ち遅れることなく、市民、行政、企業が連携しながら、世界を意識した視点で地域の持続的な発展を目指しています。本市の最上位計画である総合計画における施策の取り組みは、SDGs(エスディージーズ:持続可能な開発目標)の趣旨と合致しているため、総合計画の推進を SDGs の達成に向けた取り組みととらえることで、SDGs のゴールを総合計画の各政策レベルで関連付けて示すこととしています。

SDGs の5つの主要原則のうち、「誰一人取り残さない【包摂性】」、「あらゆる関係者の参画を重視し、全員参加型で取り組む【参画型】」という2つの原則は、まさに、古河市が目指している地域福祉の理念と合致するものととらえています。

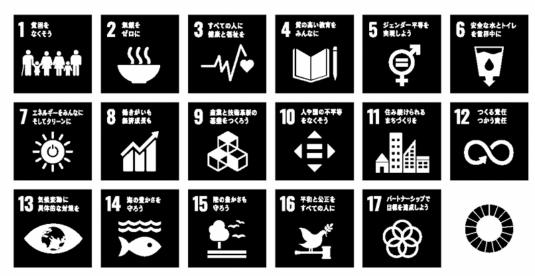
## «SDGs(エスディージーズ:持続可能な開発目標)»

SDGs(エスディージーズ)とは、「SASUTAINABLE DEVELOPMENT GOALS(サステイナブル・デベロップメント・ゴールズ)」(持続可能な開発目標)のことで、2001年に国連で策定された MDGs(ミレニアム開発目標)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの国際目標です。SDGsは、従来の目標よりもさらに広い視点で環境、経済、社会に関する17のゴール(下記アイコン参照)と169のターゲットで構成されています。その達成に先進国と発展途上国の区別はなく、また取り組みの主体は、国際機関や政府のみならず企業や地域、市民などあらゆるレベルで人々が取り組むことを期待されています。

我が国においても、内閣総理大臣を本部長とする SDGs 推進本部が 2016年の 5月に設置されたことをはじめ、全国各地で企業や自治体による取り組みが進められています。多様な目標から構成される SDGs という新たな視点で、各地域の課題を見直し、地域づくりに取り組むことは、まさしく古河市の持続可能な発展を促すものと考えられます。

本計画においても、各施策の推進を SDGs の達成に向けた取り組みと位置付け、SDGs のゴールを総合計画の各政策レベルで関連付けて示すこととします。

## SUSTAINABLE GOALS DEVELOPMENT



## 第4章 第4章

施策の展開

基本目標1 相談支援の充実

基本目標3 地域づくりに向け基本目標2 参加支援の推進

(地域力強化)
地域づくりに向けた支援

基本目標5 地域福祉基盤の支援等基本目標4 災害時の避難行動要支援者への支援



## 第4章 施策の展開

## 表内のマークの説明

★…重点取組(数値化できる)

☆…重点取組(数値化できない)

新…新規事業

◎…市民からの提案に対応している・した取組

## 基本目標1 相談支援の充実







## 【現状と課題】

- 地域住民の福祉ニーズは複合化・複雑化している。
- 関係機関の連携が求められている。
- 支え手側からの積極的なアウトリーチが求められている。

## 【市民や関係機関・団体からの主な意見・提案等】

## 【アンケート調査】

◆ 土日にも対応可能な、困ったときに何でも相談できる事業があれば安心。

## 【市民ワークショップ】

- 気軽に何でも相談できる地域の相談窓口を設置して欲しい。
- 行政の縦割り体制を見直し、一部署で完結するような体制が必要。

## 施策① 各分野での包括的ケアの推進

No.	事業名	担当課等	
IVO.	事業概要		
	■障害者地域生活支援事業	障がい福祉課	
	(成年後見制度利用支援事業)	学77·V  田 I正 I八	
	判断能力が不十分な障がい者の障がい福祉サート	ごス利用契約の締結等が	
No. 1	適切に行われるようにするため、成年後見制度の利	利用を支援する事業に対	
INO. I	して補助を行います。また、成年後見人や市民後見	人を養成することを目的	
	として、成年後見制度や市民後見人の役割に関する	5講演会を開催します。	
		GL①イ・オ・ケ②エ④ウ	

	事業名	担当課等	
No.	事業概要		
	■成年後見制度推進事業	障がい福祉課	
		/地域包括支援センター	
	認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能		
	擁護支援を目的に、成年後見制度の普及・啓発、成金		
	談、手続き支援を行っています。今後は、当計画に		
	進基本計画」を定め同制度の利用促進を図るために		
	の構築を中心となって行う「中核機関」と、本市の    ス機関(物業会質)な記器していまます。また。中		
No.2	る機関(協議会等)を設置していきます。また、中標のでは、関係各課及び「成年後見サポートセン		
新★	に がくは、関係な味及び「成年後先りが」トピン   河市社会福祉協議会と協議して一体的に実施してい	2	
	刊生去価値励成去で励成して	· c & 9 °	
	<中核機関に求められている機能>		
	• 広報機能		
	• 相談機能		
	・成年後見制度利用促進機能		
	· 後見人支援機能 	GL①ケ②エ⑥	
	<u> </u>		
		地域包括支援センター	
	医療と介護を必要とする状態の高齢者が、住みり	貫れた地域で自分らしい	
	暮らしを人生の最後まで続けることができるように、医療・介護の関係者の		
	連携を図ります。		
No.3	  ・在宅医療・介護連携に関して、課題の把握、施策	の企画及び立案 医療・	
	介護関係者に対する周知		
	・在宅医療・介護連携に関する相談支援		
	・地域住民への普及啓発		
	・医療・介護関係者への研修		
		GL①イ⑤ウ	
	■家庭児童相談事業	子育て包括支援課	
	家庭児童相談事業では、児童虐待の相談・通告や子どもの性格や行動、しっけに関する相談等、子どもに関する様々な相談に対し助言を行います。ま		
No.4	うりに関する相談寺、于ともに関する様々な相談に   た、保護者が疾病や育児疲れ等で一時的に養育困難		
	た、保護有が疾病や自免疫れ等で一時的に養育困難   契約している養護施設や乳児院に該当児童の養育		
	行います。	[	
		GL①イ・⊐	
<u> </u>	I		

	事業名	担当課等
No.	事業概要	3—4ph(3
	■配偶者暴力相談支援センター事業	子育て包括支援課
No.5	配偶者等からの暴力を受けた者からの相談支援を自立した社会生活の促進を図るために、DVに関す	る情報提供や、DV被害
	者の保護(一時保護、母子生活支援施設への入所等のいての啓発活動を実施します。	ま)、DVやデートDVに GL①イ・コ
	■心の健康相談	健康づくり課
No.6	市民の精神保健の保持増進のため、悩みを抱えて対して、精神科医による相談支援事業を実施します	- , ,,
		GL①ウ・ク
	■心配ごと相談事業	社会福祉協議会
No.7	地域住民の福祉の増進を図ることを目的として、相談に応じ、他の相談機関や社会資源につなぐなどす。	

## 施策② 包括的な支援体制の構築

No.	事業名	担当課等	
INO.	事業概要		
	■生活困窮者自立支援事業(自立相談支援事業)	福祉総務課	
No. 8	生活困窮者自立支援法に基づき、平成27年度は市は古河市社会福祉協議会に委託して実施しています。 市生活支援センター」と就労相談のできる「つなぐ「健康の駅」内に設置することで、連携を図りながらを実施します。	。相談窓口である「古河 ハローワークこが」を	
	■障害者地域生活支援事業(障害者相談支援事業)	障がい福祉課	
No.9	障がい者や障がい児、その保護者等の様々な相談に 提供や助言を行うとともに、虐待防止や権利擁護に す。 GL①イ・コ・ソ②7		

事業名	担当課等	
事業概要		
■地域包括支援センター運営事業(総合相談事業)	地域包括支援センター	
市民や関係機関からの相談を受け、地域の高齢者	が住み慣れた地域で安	
心して生活が継続できるように、地域ネットワークを	を構築し、高齢者の心身	
の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握して、適切なサービスや関		
係機関、制度につなげる等の支援を実施します。		
GL①イ・コ・ソ②ア	7・イ・エ【重1号・イ】	
■ 妊娠山 亲句 任 支 授 吏 孝		
■妊娠山庄已怕又拔争未	子育て包括支援課	
市内に住所を有する妊産婦を対象に、安心して妊娠	辰・出産・育児に取り組	
めるように、産前から産後の母子への心身のケアや	育児のサポートを実施	
して、負担の軽減を図ります。母子健康包括支援センター(子育て世代包括		
支援センター)を設置して、助産師等(母子保健コー	ーディネーター) による	
相談支援事業により、妊娠期からの切れ目のない支	援を実施します。	
,		
GL①イ・コ・ン	/②ア・イ【重1号・ハ】	
	事業概要  ■地域包括支援センター運営事業(総合相談事業)  市民や関係機関からの相談を受け、地域の高齢者心して生活が継続できるように、地域ネットワークをの状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握して係機関、制度につなげる等の支援を実施します。  ■妊娠出産包括支援事業  市内に住所を有する妊産婦を対象に、安心して妊娠めるように、産前から産後の母子への心身のケアやして、負担の軽減を図ります。母子健康包括支援セン支援センター)を設置して、助産師等(母子保健コー相談支援事業により、妊娠期からの切れ目のない支援を表現して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対	

## 施策③ 多機関の恊働とアウトリーチの導入

No.	事業名	担当課等	
INU.	事業概要		
No.12 新★	■多機関の協働による包括的支援体制構築事業 (多機関の協働事業へ移行予定) 地域の複雑化、複合化した福祉的課題に対する支 の世帯の課題に対応するため、支援に関係する多機関 に連携・協働して支援する体制を整備していきます。 を置き、相談支援包括化推進会議(自立支援会議)、 催し、個別の「支援プラン」を作成して支援してい	関が情報を共有し、相互 相談支援包括化推進員 コアメンバー会議を開	
	GL①ア・タ	・ソ⑤ウ【重5号・6号】	

	事業名	担当課等
No.	事業概要	3—— I PIN 13
	■アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能 強化事業 (「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」へ移行予定)	福祉総務課/福祉推進室
No.13 新 ⓒ	これまでに、自ら相談機関を訪ねるなどをしてこれ 支援が届いていない者や世帯に、必要な支援を届ける の手法により、相手先の住居等に支援者が積極的に ていきます。複数の分野にまたがる複合化・複雑化し めに、必要な支援が届いていない者や世帯も対象とし 人との信頼関係を構築しながら、丁寧な働きかけを行 的な支援(いわゆる伴走型の支援)を実施していき	るために、アウトリーチ 出向き継続的に支援し た課題を抱えているた していきます。対象者本 行い、長期にわたる継続
		GL⑤ウ⑥【重4号】
	■情報共有基盤システムの活用	福祉推進室
No.14 新★	「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」を 援ツールとして、ネット上で多機関の支援者が対象 をリアルタイムでチャット機能により相互に共有す 有基盤システムの導入、活用を検討していきます。令 業により効果を検証し、令和4年度以降の本格導入	者の情報や支援の内容 ることができる情報共 和3年度中に試行的事

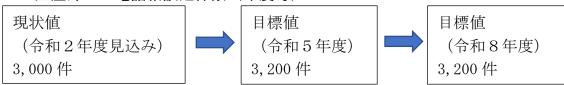
## 基本目標1の取組指標

No.2 ◇「成年後見サポートこが」に寄せられる相談及び手続き支援見込延件数 (年度毎)

◆市民後見人登録者延人数 (年度毎)



## No.11 妊産婦への電話相談延件数(年度毎)



## No.12◇相談支援包括化推進会議開催数 (年度毎)

- ◆コアメンバー会議開催数 (年度毎)
- ◆支援プランの作成件数(年度毎)



## No.14 ◇情報共有基盤システム支援者側登録人数の累計

◆情報共有基盤システム対象者側登録人数の延人数(年度毎)



## 基本目標 2 参加支援の推進







## 【現状と課題】

- 社会的孤立など地域における人と人との関係性の貧困化が進んでいる。
- 各種支援制度の狭間にあるニーズに対する支援のためには、様々な地域資源 を活用する必要性がある。
- 本人・世帯の状態に合わせた多様な参加支援を構築する必要性がある。

## 【市民や関係機関・団体からの主な意見・提案等】

## 【アンケート調査】

- アンケート結果からはひきこもりの人が回収数の内約 1.5%程度あったことが分かった。国の調査から推計した場合でも市の人口の1%(千数百人)程度は、ひきこもりがあると推測されるため、対策が必要である。
- 障がい者の雇用の場の拡大と長期雇用の推進をして欲しい。

## 【市民ワークショップ】

- 「ひきこもり課」(露骨すぎる場合はトータルサポート課等)を設置しては どうか。
- 外に出る機会だけでなく、その人のテリトリーでできる支援を講じることも 必要。
- 障がい者向けの介助付きの買い物ツアー等を開催する。

## 施策① 制度の狭間にある者及び、ひきこもり等への社会参加支援

No	事業名	担当課等	
No.	事業概要		
	■生活困窮者自立支援事業(就労準備支援事業)	福祉総務課	
No.15 新★	就労準備支援事業は生活困窮者自立支援法に基 労意欲等の就労に向かう姿勢・意識や社会性・生 おらず、就職活動を始める前の支援が必要な生活 者に対して、様々なプログラムを提供することで が身に付くように支援していきます。	活態度が十分に整って 困窮者・生活保護受給	
		GL①エ・ウ・キ	

	事業名	担当課等	
No.	事業概要		
	■参加支援事業	福祉総務課	
		/福祉推進室	
	参加支援事業とは、様々な要因によってひきこ	.もりがちになっている	
	者を対象とし、介護・障がい・子ども・困窮等の	既存制度と緊密な連携	
	をとりながら、既存の社会参加に向けた事業では	対応できない狭間の個	
No.16	別ニーズと地域の資源や活動の場との間の調整	を行い参加を促すもの	
新☺☆	で、令和5年度からの実施を目指していきます。		
	参加支援事業の利用は、基本的には、多機関協働	事業でアセスメントを	
	行ったのち、支援プランに基づいて実施していき	ます。	
		<b>/</b> = 0 - 1	
	GLUT·オ・キ	-・ソ・シ・ス【重2号】	
	■生活保護受給者健康管理支援事業	   社会福祉課	
N 47	生活保護受給者の日常生活や社会的自立の支		
No.17	に、受給者の健康に関するデータを活用して、健		
	早期の受診勧奨、生活習慣病の予防、治療中断に		
	ための健康管理支援を行い、生活の質の向上を図 	GL①エ	
	■生活保護受給者就労支援事業	社会福祉課	
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	生活保護受給者のうち、稼働年齢層(15歳から		
No.18	に問題のない者に対してハローワークと連携して		
	活保護を受給しなくても自立した生活が送れるよ	り文援しよす。	
		GL①エ・キ	
	■男女共同参画推進事業	人権・男女共同参画室	
	   茨城県では、男女共同参画推進条例の一部改正	<u> </u>     た行い   L G B T <b>空</b> の	
	性的マイノリティへの支援に取り組み、いばらき		
	制度や相談窓口の開設等を実施しています。古河		
No.19	の取り組みを庁内に周知して、いばらきパートナ		
	談窓口の案内について情報共有を図ります。		
		r	
		GL①ア・ウ	

No.	事業名	担当課等
IVU.	事業概要	
No.20 新 <mark>ⓒ</mark> ☆	■子どもの貧困問題 (ヤングケアラー問題を含む)への対策 子どもの貧困問題について、「子どもの貧困対策 及び国が示す「子供の貧困対策に関する大綱」等 貧困(ヤングケアラー)への効果的な対策につい を組織するなどして調査・研究を行い、民間団体 進めます。	に基づいて、子どものって、ワーキングチーム

## 施策② ひきこもりがちな高齢者の社会参加支援

No.	事業名	担当課等			
IVU.	事業概要				
	■一般介護予防事業(介護予防普及啓発事業)	健康づくり課			
	65 歳以上の高齢者を対象に介護予防活動の普及啓発を行い、介護予				
	を推進します。また、介護予防教室等が終了した後も高齢者の社会参加 や生きがいづくりのための通いの場(自主グループ等)として活動でき				
	るように支援します。 <ul><li>①介護予防出前講座(申込団体の要望により、介護予防に関する知識を実技の普及啓発を実施)</li></ul>				
	②さわやか教室(運動・栄養・口腔ケア・介護予防レクリエーション等				
	のテーマで介護予防全般について学ぶ教室)				
No.21	③ご近所元気あっぷ塾(介護予防活動の地域展開を目指し、住民主体の				
新★	通いの場の立ち上げや活動支援として実施する出前型の介護予防教 室)				
	④介護予防レクリエーション検定(さわやか教室参加者、介護予防サポ				
	ーターの希望者に対し様々なレクリエーション検定を実施)				
	⑤介護予防キャンペーン(地域包括支援センターとの共催で認知症予				
	防、介護予防に関する知識の普及啓発を行うことを目的に実施)				
	⑥シニア運動教室(高齢者の運動器の機能維持、同じによりなおいの円準は図えました日始に実体	可上、閉じこもりを予			
	防し社会参加の促進を図ることを目的に実施)				
	GL①イ・シ	・・ス・ソ【重3号・イ】			

No.	事業名	担当課等
	事業概要	
	■ひとり暮らし高齢者給食サービス(会食型)	社会福祉協議会
No.22	65 歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象に、閉 予防を目的に各公民館、コミュニティーセンター等 員の協力を得て、バイタルチェックや給食サービス 事の提供を実施します。	において各地区民生委

## 施策③ 障がい者に対する社会参加支援

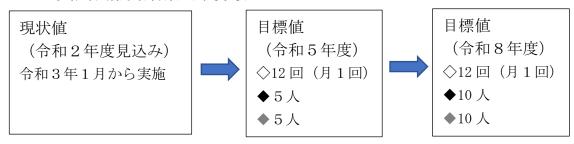
No.	事業名	担当課等	
IVO.	事業概要		
No.23	■障害者地域生活支援事業(意思疎通支援事業)	障がい福祉課	
	聴覚障がい者又は音声機能障がい若しくは言語機能障がいを有する者 等の意思疎通を支援するため、手話通訳者又は要約筆記者を派遣し、円滑 なコミュニケーションを図ることにより、自立及び社会参加を促進しま		
	す。	GL ① 1	
No.24	■障害者地域生活支援事業(移動支援事業)	障がい福祉課	
	屋外での移動にハンディキャップがある人の自立や社会参加を助ける ために、外出するときの移動を支援します。 GL①イ		
No.25 ☆	■障害者地域生活支援事業(障がい者に対する理解を深めるための研修・啓発・Koga インクルーシブフェスティバルの開催)	障がい福祉課	
	要約筆記講座、手話奉仕員養成講座、代読代筆情報支援員養成基礎講座等を実施し、障がい者に対する理解を深めるとともに、障がいのある人があらゆる分野で積極的に参加する意欲を高め、"障がいのある人もない人も心豊かに安心して暮らせるまち"を目指して Koga インクルーシブフェスティバルを開催します。		

	事業名	担当課等	
No.	事業概要		
No.26 ★	■社会参加活動支援事業 (ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発) ヘルプマークとは、義足や人工関節を使用してい 病の人、又は妊娠初期の人等が、外見から分からな 要としていることを周囲に知らせるためのマーク は、援助を必要としている障がいのある人等が携帯	くても援助や配慮を必 です。ヘルプカードと もし、いざというときに	
	必要な支援や配慮を周囲の人にお願いするためのな無料で配布し、普及啓発に努めます。	フードです。必要な人に GL①ィ	
	■社会参加活動支援事業 (障がい者の創作活動教室・運動教室)	障がい福祉課	
No.27	障がいのある人同士の相互交流と社会参加の促進を目的として、創作活動教室や運動教室を実施し、障がい者の文化芸術活動と健康増進を図ります。		

## 基本目標2の取組指標

## No.15◇関係者会議開催数

- ◆就労準備支援事業参加者人数 (年度毎)
- ◆求職活動開始者数 (年度毎)



## No.21 ◇介護予防出前講座開催数と参加延人数(年度毎)

◆さわやか教室開催数と参加延人数(年度毎)



## No.26 ヘルプマーク・ヘルプカードの配布数 (年度毎)



### 基本目標3 地域づくりに向けた支援(地域力強化)







### 【現状と課題】

- 地域住民による主体的な地域福祉活動が活発になるように、側面的に支援する必要性がある。
- ボランティアを育成するために、ボランティアへの関心を喚起する「しかけ」 が求められている。
- 「地域づくり」に向けて、地域の人と資源を結び付けるコーディネートの機能をより充実させる必要性がある。

### 【市民や関係機関・団体からの主な意見・提案等】

### 【アンケート調査】

- 住民同士の助け合い支え合いが活発に行われるように、各種情報の提供体制 の充実が必要。
- 地域で行われている支援活動の内容を知らない。今は参加する機会がないが、 関心はある。

### 【市民ワークショップ】

- 自治会・行政区に加入するメリットや必要性をもっと情報発信して、周知・ 啓発していく。
- 町内会で世話役をつくる。
- 多様なライフスタイルに合わせた自治会・行政区・コミュニティの活動が必要。

施策① 市民による主体的地域支援活動の推進

No.	事業名	担当課等
INO.	事業概要	
	■地域力強化推進事業	
	(「地域づくり」を経て「生活困窮者等の共助の基盤づ	福祉推進室
	くり事業」へ移行予定)	日中島によった子供み
	世代、年齢、対象者の属性等を問わず、地域住地域福祉活動が活発に行われるように支援して、	***************************************
	地域価値値動が個先に行われるように叉接して、 域に増やし拡げていきます。集いの場、サロン、	
	同士が互いに支え合う活動の立ち上げを支援して	7 - 7 - 7777 7 7 7 - 7
	自治会、行政区、各種の支援組織や団体には助	_ , ,
No.28		
新☺☆	への関心を高めてもらうための「しかけ」づくり	を行っていきます。
	また、定期的に地域の福祉相談窓口を開設し、	地域での困りごとを早
	期に把握し、分野別の縦割りでなく「丸ごと」受	け止める体制を整備し
	ていきます。	
	重層的支援体制整備事業に移行した場合は、必	,,,,,,,
	等の共助の基盤づくり事業」として実施する方向	で検討しており、社会
	福祉協議会に委託して実施する予定です。 	
	GL①ウ・オ・シ・ス・セ・ソ④ア・イ⑤フ	ア・イ⑥【重3号・柱書】
	■地域活動支援センター	障がい福祉課
	障害者総合支援法に基づき、地域で生活してい	- /
No.29	創作的・生産的活動の機会や社会との交流の場を	
	立と社会参加を促進し、自分らしい生活ができる   いまま	よりに幅仏い文援を行
	います。	
	GL①イ・エ・ス・ソ②イ・エ④ア・イ・ヴ	7⑤ア・イ【重3号・ハ】
	■生活支援体制整備事業	地域包括支援センター
	(生活支援コーディネーターの配置)	地域已行入坂にマグ
	高齢者の自立した日常生活の支援及び要介護状	
N. 20	は軽減、悪化の防止を図るため、地域住民が主体となって高齢者の生活	
No.30	支援及び介護予防を行うなどの支援体制の整備を推進します。   第1層(市全域)と第2層(日常生活圏域)に、高齢者と生活支援サービ	
*		
	へとをユーティペートして地域組織化を推進する   一ター   を配置します。	· · 上1日入1次 · · / 1 个
	GL①ウ・シ④ア・イ⑤ア【重	
	uL(1) · 9(4)	1回/【里3方・口】

NI.	事業名	担当課等
No.	事業概要	
	■民間保育所地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)	子ども福祉課
No.31 ★	在宅で就学前の子どもとその子育て中の親の情を提供し、併せて保護者の子育ての不安や悩みに業を実施します。 GL①ィ・コ・シ・ス・ソ⑤フ	対する相談に応じる事
	L	
	■古河市子育て広場管理事業	子ども福祉課
No.32	就学前の子どもとその親を対象に遊びの場や子 ができる交流の場を提供することを目的とし、指 育て広場の管理運営を行います。	
	■一般介護予防事業(介護予防把握事業)	健康づくり課
No.33	地域包括支援センター等と連携を図り、定期的に会議を実施し、高齢者の状況について把握し必要に応じ、通いの場や介護予防教室等の必要な事業へつなぐ事業を実施します。	
	GL①イ・コ・シ・ス・ソ⑤フ	7・イ・ウ【重3号・イ】
	■市民懇談会等開催事業	企画課
No.34	市民と市長がまちづくりについて語り合うことで双方向のコミュニケーションを図り、市民参加のまちづくりを推進します。 GL①ア・タ⑤ア	
	■自治組織の運営・支援に関すること	市民協働課
No.35	市内の自治組織体制を20の地区による「行政自盤として、市民が主体となった住民自治のまちつ治組織に対する支援を行います。	
	■コミュニティ推進事業	市民協働課
No.36	市民主体のまちづくりの推進には、自主的、自発 ミュニティや各種団体の役割が重要であることか ミュニティ組織を設立し(現在19地区設立)地区 市民活動の活性化を図ります。	ら、20の地区に地区コ

No.	事業名	担当課等
IVU.	事業概要	
	■ふれあいいきいきサロン	社会福祉協議会
No.37	地域住民が自主的に様々な活動の場を企画・運 人と人とを結ぶ交流、仲間づくりを目指した活動 ロン運営に対しての助成金交付や活動、開設につ	を行います。また、サ
	す。 GL(1	)シ・ス・セ⑤ア・イ・ウ

### 施策② ボランティア活動の推進

No.	事業名	担当課等
事業概要		
	■一般介護予防事業 (地域介護予防活動支援事業)	健康づくり課
No.38	住民主体の通いの場等の介護予防活動の育成・支援を行います。 ①古河市介護予防サポーターの養成・活動支援(地域の高齢者の健康増進・介護予防をサポートするボランティアの活動支援) ②古河シルバーリハビリ体操指導士の会の養成・活動支援(シルバーリハビリ体操を普及する役割のある指導士の養成・活動支援) ③シニアボランティアポイント事業(介護予防に資するボランティア活動へポイントを付与し交付金に換金できる制度) ④自主化支援(市主催の健康教室終了時、住民主体の通いの場へ移行し社会参加ができるように支援)  GL①イ・コ・シ・ス・セ・ソ④ア・イ【重3号・イ】	
	■地域サポーター養成講座	社会福祉協議会
No.39 生活支援体制整備事業の一環として地域の中の困り 共に支援する「しくみ」をつくるために、地域サポー 催し人的な資源確保を行います。		
	■ふくしチャレンジスクール	社会福祉協議会
No.40	小学生を対象に、ボランティア体験月間にあるア体験学習を行います。この体験学習を通して見培うとともに福祉への興味・関心を高め、ボラスみのきっかけづくりを目的に実施します。	児童の自立性・協調性を

No	事業名	担当課等	
No.	事業概要		
	■古河市認定ヘルパー養成講座	高齢介護課 /地域包括支援センター	
No.41	介護予防・日常生活支援総合事業を実施する上で、高齢者サービス担い手の育成・確保が必要になったことから、市の委託事業「生活支体制整備事業」の一環として年2回養成講座を開催します。「古河市認ヘルパー」として市が認定し、各種サービスの担い手を育成します。  GL④ア・イ・ウの		
	■地域福祉活動マイスター奨励制度事業	社会福祉協議会	
No.42 ★	地域住民が自信と誇りを持って地域での福祉活動に取り組んできるように、地域福祉活動マイスター認定制度(以下、「認定制度」といこより、地域住民の自主的なボランティア活動を認定し、奨励するで地域福祉活動の継続につなげます。マイスター認定制度では認定章として、ワンスターピンバッチがールドマイスターピンバッチまでの5段階のピンバッチをもってし、5年間以上の継続的な地域福祉活動を実践する者に対して社会協議会会長表彰の対象として奨励します。  GL①シ・ス・セ@		

### 施策③ 関係団体との連携・協働

No.	事業名	担当課等	
IVU.	事業概要		
	■社会福祉団体活動支援事業	福祉部	
No.43	市の地域福祉推進の中心的役割を担う社会福祉事業を含む様々な地域福祉事業を展開できるようまた、地域住民と行政のつなぎ役である民生委員である民生委員児童委員協議会に対して、協議会動支援を図ります。 一方、保護司会、更生保護女性会等の更生保護した人の社会復帰への支援や啓発活動である「社等の側面的支援を行います。なお、市内の高齢者福祉・障がい者福祉・子どもの活動に対しても福祉部各課において支援を実施て記載あり)。	支援・連携を図ります。 ・児童委員の自主組織 の運営と各委員への活 団体に対して、罪を犯 会を明るくする運動」 福祉等の各種関係団体	

No	事業名	担当課等
No.	事業概要	
	■「つなぐハローワークこが」設置業務	福祉総務課
		/社会福祉課
		<b>/</b> 古河公共職業安定所
No.44	厚生労働省茨城労働局と古河公共職業安定所 (古河市が協働して、生活保護受給者、児童扶養手付金受給者、生活困窮者の情報を共有しながら就介を実施します。「つなぐハローワークこが」の窓設して、ワンストップによるきめ細やかな支援を	当受給者、住居確保給 出労支援の相談・職業紹 日を「健康の駅」に開
		<u> </u>
	■障害者地域生活支援事業 (障害者差別解消のための研修)	障がい福祉課
No.45	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法別の禁止と合理的配慮について、新採職員向け及 実施します。	· · ·
	■認知症の人にもやさしいお店登録事業	地域包括支援センター
No.46	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすこと症について適切に理解して、認知症の人やその家見守ることを実践する事業所、施設、店舗等を「いお店」として市が登録・公表して地域の人々と地域づくりを推進します。	族を地域の中で温かく 認知症の人にもやさし
	■隣保館運営事業	隣保館
No.47 地域住民の生活上の相談、人権・就労に関わる相談に応じ との連帯を保ちながら、適切な助言指導を行います。 また、人と人をつなぐ啓発活動・交流活動を積極的に取り た社会福祉センターとして機能していきます。 ・地域交流促進事業(隣保館隔週講座8講座、自主講座27日 ・地域交流事業(夏休み前子どもイベント、地域の集い11月		す。 「極的に取り組み開かれ 主講座 27 団体)

### 基本目標3の取組指標

No.30◇【第2層協議体】生活支援コーディネーター配置人数

◆【第2層協議体】の協議体数



### No.31◇地域子育て支援センターの数

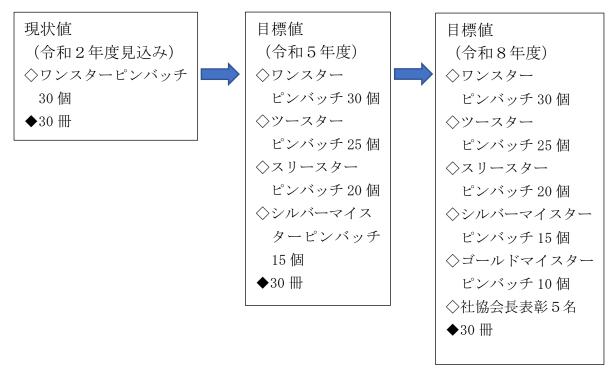
◆地域子育て支援センターの延利用人数 (年度毎)



※年少人口の将来推計を見込んだ目標としています。

### No.42◇各種ピンバッチ配布数 (年度毎)

◆ボランティアパスポート配布数(年度毎)



### 基本目標4 災害時の避難行動要支援者への支援







### 【現状と課題】

- 災害時の地域相互の支援体制を構築する必要性がある。
- 災害時の避難行動要支援者への支援体制を構築する必要性がある。
- 新型感染症への対策を講じる必要性がある。

### 【市民や関係機関・団体からの主な意見・提案等】

### 【アンケート調査】

- 災害時に、支援が必要な人に対して手助けをしたいが、具体的にどうしたよいのか分からない。
- 全国で災害が起きているが、地域での助け合いの活動にはあまり変化がない と感じている。

### 「市民ワークショップ〕

- 児童書、玩具を避難所に用意する。
- 防災士資格取得の補助事業を実施する。(既存事業あり)
- 避難する際、誰が誰を支援するか事前に決めておく。

### 施策① 地域防災の推進

No	事業名	担当課等	
No.	事業概要		
	■避難行動要支援者名簿の作成配布	防災・危機管理課	
		/福祉推進室	
	古河市避難行動要支援者の支援に関する計画	(「全体計画」) に基づき	
	名簿の作成を行います。作成後、自治会・行政区	長、民生委員・児童委員	
	をはじめ、消防・警察・社会福祉協議会等に情報	報開示に同意した者の名	
	簿を平常時からあらかじめ配付します。		
	<対象者>		
No.48	①75歳以上の高齢者のみの世帯の人		
	②要介護認定者(要介護3~5)		
	③身体障がい者(身体障害者手帳1級、2級)		
	④知的障がい者(療育手帳A、A)		
	⑤精神障がい者 (精神障害者保健福祉手帳1級)		
	⑥上記と同程度の者で、市長が避難行動要支援和	者と認める人	
		GL①ア・タ②オ	
No.	事業名	担当課等	
110.	事業概要		
	■避難所の市民運営	   防災・危機管理課	
	避難所の運営については、避難者が主体となっ		
No.49	いけるように地域住民に協力を呼び掛けるとと	もに、地域住民が参加す	
	る避難訓練を実施します。		
		GL①ア・タ・シ・ス・セ②	
	■地域での防災情報の周知		
		防災・危機管理課	
	古河市ハザードマップ・ガイドブックを活用	 した水防説明会(地区ご	
	と) や出前講座等(自治会・行政区・小学校区等の単位) により、適切な		
No.50	避難行動の在り方などを市民に対して周知します。また、住んでいる地		
<b>©</b>	域の特徴に応じた避難開始のタイミングや避難	先を記載するマイタイム	
	ラインの普及を図ります。		
		GL①ア・タ	
		i	

### 施策② 災害福祉の推進

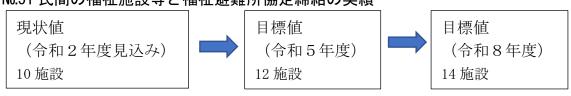
No	事業名	担当課等			
No.	事業概要				
	■災害福祉事業(福祉避難所整備事業)	福祉総務課			
	「古河市福祉避難所基本計画」計画に沿って福祉避難所の整備の充実 を図ります。市直営の福祉避難所には備蓄資材の確保を計画的に進めて いき、併せて施設内のバリアフリー化を図ります。また、福祉避難所担				
	当職員の研修を実施し、運営体制の向上を図ります。要配慮者の受け入れ人数を確保するため、民間の福祉施設等と福祉避難所に関する協定締結に向けてさらなる協議を進めます。				
No.51					
*	<福祉避難所(令和2年度末)> ○市直営3施設(感染症対策考慮)				
	<ul> <li>・三和地域福祉センター (31 組 62 名)</li> <li>・つつみ公民館 (26 組 52 名)</li> <li>・セミナーハウス誠心館 (18 組 36 名)</li> </ul>				
	○民間協定締結施設(浸水地域の施設は地震災害時のみ) ・古河総合病院 40名				
	・特別養護老人ホーム 9施設(各施設若干名)				
		GL①ア・タ②オ			
	■災害時の避難行動要支援者に関する事業	福祉推進室			
No.52	災害時に、高齢者や障がい者などの避難行動要支援者が、どのよう 行動をとればよいのか、あらかじめ自ら確認しておくことを目的に、 別支援計画を作成します。				
*	個別支援計画は、介護支援専門員、相談支援専門員等に作成を委託しています。				
		GL①ア・タ②オ			

### 施策③ 地域でできる新型感染症対策

No	事業名	担当課等	
No.	事業概要		
	■地域でできる感染症対策の支援	福祉部/健康推進部	
No.53 新 <mark>ⓒ</mark> ☆	新型コロナウイルス感染症等、過去に経験のない感染は、「古河市新型インフルエンザ等対策マニュアル」にを設置し、国や県の施策方針に沿って、感染拡大防止の組みます。また、地域で可能な感染症対策について、染症の状況を見極めながら、関係機関等と連携しながしていきます。	基づき、対策本部のため全庁的に取は、国の動向や感	
	■避難所での感染予防対策	防災・危機管理課	
No.54	新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営にし、避難所担当職員や避難所となっている施設管理者策について説明を行うとともに、その指針に沿って避訓練を実施します。 避難者の避難方法については、咳・発熱の症状がある。の避難者を一般避難者と分ける必要性があるため、学議室・音楽室等)を中心に咳・発熱スペースを設ける者のための福祉スペースや授乳スペースを校舎内に討す。	等に感染症予防対難所開設に向けた避難者や体調不良校の特別教室(会とともに、要配慮	

### 基本目標4の取組指標

### No.51 民間の福祉施設等と福祉避難所協定締結の実績



### No.52 個別支援計画作成数の累計



### 基本目標 5 地域福祉基盤の支援等







### 【現状と課題】

- 地域福祉に資する独自財源の確保のために、官民協働で知恵を出し合う。
- 国・県の補助金等を効果的に活用する。
- 各団体の活動が活発化するように新たなメディアなどで広報・周知する必要がある。

### 【市民や関係機関・団体からの主な意見・提案等】

### 【アンケート調査】

● 社会福祉協議会の在り方・位置づけが分かりにくい。もっと PR を強化するべき。

### 【市民ワークショップ】

- 地域活動を始めたいが、「ヒト」、「モノ(場所)」、「カネ」がないので支援が 必要。
- FM局の開設・運用とラジオの支給。

### 施策① 社会福祉協議会等(社会福祉法人、NPO、関係団体)との協働

No	事業名        担当課等			
No.	事業概要			
	■古河市地域福祉計画推進事業福祉総務課			
	平成30年4月に社会福祉法が改正され、市町な義務とされ他の関係する福祉計画の上位計画と位地域による助け合い支え合いを重視する「地域による助け合い支援・地域づくりを柱とする「重れの移行に向けて古河市の今後の地域福祉体制の	立置づけられました。 或共生社会」の実現と、 「層的支援体制整備事業」		
No.55  ☆	・第1期古河市地域福祉計画(平成21~26年度・第2期古河市地域福祉計画(平成27~令和2年・第3期古河市地域福祉計画(令和3~8年度)			
		GL すべて		

No	事業名	担当課等	
No.	事業概要		
	■社会福祉法人認可・監督事業	福祉総務課	
No.56	市が所轄する法人(16 法人)に対して、指導検と実地検査を隔年ごとに実施しており、法人全体ついて、国のガイドラインに基づき監督します。 認可にも対応します。小規模社会福祉法人への支研究を進めます。	の管理・運営と会計に また、新規の法人設立	
	■農福商連携推進事業	福祉総務課	
No.57 新	農業・福祉・商業の連携「農福商連携」の取り組 係機関等の協力を得ながら調査・研究を進めてい	きます。	
	■第3次地域福祉活動計画の策定	社会福祉協議会	
No.58	古河市で策定する「古河市地域福祉計画」とのおける福祉課題の明確化と共通認識を図り、その住民、ボランティアや社会福祉施設等と協力してとした計画の策定に取り組みます。同計画は、古長期の事業計画でもあります(計画期間:令和3	課題解決に向けて地域 地域福祉の推進を目的 河市社会福祉協議会の	
		GL すべて	

### 施策② 地域福祉のための独自財源の確保と活用

No.	事業名	担当課等
IVU.	事業概要	
	■重層的支援体制整備事業交付金の活用	福祉総務課
No.59 新☆	社会福祉法改正により法律上に明記された、複施することで活用することができる重層的支援で、令和5年度からの活用に向けて調整していき祉部門の縦割り意識を廃して、横のつながり(連いきます。	体制整備交付金につい ます。それにより、福

No	事業名	担当課等
No.	事業概要	
	■日本赤十字社事務事業	福祉総務課
No.60	地域住民より日赤一般社資(会費)・特別社資( 災害に遭われた方への寝具や日用品の配布等の支 また、日赤奉仕団活動に対する支援や日赤に関す 化します。	援を実施します。
	■市の地域福祉基金の有効な活用の検討	福祉総務課
No.61 新	「古河市地域福祉基金」の活用については、不測合などで、地域福祉の復興に必要経費に充てるこしたが、今後の有効な活用方法について議論できより、活用方法について研究していきます。	となどを想定してきま
		GL①セ
No.62	■ふるさと納税による基金の地域福祉への充当 についての検討	福祉総務課  /企画課
新	企画課と協力して、地域福祉のどのような活動 きるか研究・検討を行っていきます。	や施策に基金を活用でGL①セ
	■地域福祉活動に資する独自財源の確保	福祉総務課/社会福祉協議会
No.63 新 <b>②★</b>	地域福祉活動に資するための財源確保について クラウドファンディング、SIB (ソーシャル・ 成果連動型民間委託契約方式 (PFS)、民間団体 ついて研究し、その導入の可能性について検討し き自動販売機の導入など、できることから始めて	インパクト・ボンド)、 なによる助成の活用等に ます。募金箱や寄付付
		GL⊕セ
	■共同募金(歳末含む)	社会福祉協議会
No.64	茨城県共同募金会古河市共同募金委員会として 根募金、歳末たすけあい募金)、災害たすけあい義 して、それを財源として社会福祉協議会や各種福 活動の充実を図ります。	援金の募金活動を実施

No.	事業名		担当課等
NU.	事業概要		
	■社協会費	社会	福祉協議会
No.65	地域住民から社協会費という形で協力を得て、 地域福祉活動等の支援、福祉サービスの充実等、「 る福祉のまちづくり」を進めるための様々な福祉	誰もだ	が安心して暮らせ

### 施策③ 効果的な広報・周知活動の拡充

No.	事業名	担当課等
NU.	事業概要	
	■市広報紙、ホームページ、各種メディアの活用	福祉総務課
No.66 ☆	市のシティプロモーション部門の協力を得ながら、すりやすく、目に留まりやすく、影響力やインパクトのいます。従来の媒体のみならず、SNS(ソーシャル・ネサービス)や動画共有サービスなどを活用して地域福	強い広報活動を行 ・ットワーキング・
	す。 G	L①ア・タ④ア・イ
	■広報(社協だより)	社会福祉協議会
No.67	社会福祉協議会への理解を広めるために、各事業を含るとともに、市民に福祉事業に興味・関心を持っている面づくりに努めます。また、社協内の事業紹介や行事募集、福祉情報の発信を行います。	ただけるような紙

### 基本目標5の取組指標

No.63 目標金額 (募金箱の作成や寄付付き自動販売機の導入等の新しい手段により財源を確保する)



### ★重点事業と取組指標の一覧

No.	事業名	目標	現状値	目標値	目標値
			(R2 年度見込)	(R5 年度)	(R8 年度)
2	成年後見制度推進	◇「成年後見サポートこが」	◇100 件	◇115 件	◇130 件
	事業	に寄せられる相談及び手続	◆26 人	◆40 人	◆50 人
		き支援見込延件数 (年度毎)			
		◆市民後見人登録者延人数			
		(年度毎)			
11	妊娠出産包括支援	妊産婦への電話相談延件数	3,000 件	3,200件	3,200件
	事業	(年度毎)			
12	多機関の協働によ	◇相談支援包括化推進会議	◇2回	◇6回	◇6回
12	る包括的支援体制	開催数 (年度毎)	◆3回	◆12 回	◆15 回
	整備事業(多機関	◆コアメンバー会議開催数	◆ 3 件	◆20 件	◆30件
	の協働事業へ移	(年度毎)			
	行)	◆支援プランの作成件数			
		(年度毎)			
14	情報共有基盤シス	◇情報共有基盤システム支	◇未実施	◇100 人以上	◇150 人以上
14	テムの活用	援者側登録人数の累計	◆未実施	◆50 人以上	◆80 人以上
		◆情報共有基盤システム対			
		象者側登録人数の延人数			
		(年度毎)			
1 -	生活困窮者自立支	◇関係者会議開催数	令和3年1月から	◇12 回	◇12 回
15	援事業(就労準備	◆就労準備支援事業参加者	実施。	(月1回)	(月1回)
	支援事業)	人数 (年度毎)		◆5人	◆10 人
		◆求職活動開始者数(年度		◆5人	◆10 人
		毎)			
2.4	一般介護予防事業	◇介護予防出前講座開催数	◇10 回 200 人	♦33 回	◇35 回
21	(介護予防普及啓	と参加延人数 (年度毎)	◆25 回 445 人	825 人	875 人
	発事業)	◆さわやか教室開催数と参		◆45 回	◆45 回
		加延人数 (年度毎)		1, 125 人	1,125人
2.5	社会参加活動支援	ヘルプマーク・ヘルプカー	200 個	220 個	250 個
26	事業(ヘルプマー	ドの配布数(年度毎)			
	ク・ヘルプカード				
	の普及啓発)				
	生活支援体制整備	◇【第2層協議体】生活	◇3人	◇6人	◇9人
30	事業(生活支援コ	支援コーディネーター		◆6か所	◆9か所
	ーディネーターの	配置人数			
	設置)	◆【第2層協議体】の協			
		議体数			
	<u> </u>				<u> </u>

No.	事業名	目標	現状値 (R2 年度見込)	目標値 (R5 年度)	目標値 (R8 年度)
24	民間保育所地域子	◇地域子育て支援センター	◇10 か所	◇10 か所	◇10 か所
31	育て支援拠点事業	の数	◆11,300 人	◆9,223 人	◆9,058人
	(地域子育て支援	◆地域子育て支援センター		※年少人口の将来	※年少人口の将来
	センター)	の延利用人数(年度毎)		推計を見込んだ目	推計を見込んだ目
				標としています。	標としています。
42	地域福祉活動マイ	◇ワンスターピンバッチ配	◇30 個	◇ワンスターピ	◇ワンスターピ
42	スター奨励制度事	布数 (年度毎)	◆30 冊	ンバッチ 30 個	ンバッチ 30 個
	業	◆ボランティアパスポート		◇ツースターピ	◇ツースターピ
		配布数 (年度毎)		ンバッチ 25 個	ンバッチ 25 個
				◇スリースター	◇スリースター
				ピンバッチ 20 個	ピンバッチ 20 個
				◇シルバーマイ	◇シルバーマイ
				スターピンバッ	スターピンバッ
				チ 15 個	チ 15 個
				◆30 冊	◇ゴールドマイ
					スターピンバッ
					チ10個
					社協会長表彰 5
					名
					◆30 冊
51	災害時の避難行動	個別支援計画作成数の累計	500 件	2,500件	4,000 件
31	要支援者に関する				
	事業				
52	災害福祉事業(福	民間の福祉施設等と福祉避	10 施設	12 施設	14 施設
32	祉避難所整備事	難所協定締結の実績			
	業)				
63	地域福祉活動に資	目標金額(募金箱の作成と	0円	50 万円	100 万円
03	する独自財源の確	寄付付き自動販売機の定着			
	保	等の新しい手段を創造し財			
		源を確保する)			

# 第5章 第9

3 その他の課題

その他の課題への対応計画の推進体制・



### 第5章 計画の推進体制・その他の課題への対応

### 1 計画の周知・普及

第3期地域福祉計画の策定にあたっては、その策定過程からできる限り市民に対して計画内容に関する情報を公開しながら、また、その情報に対する市民からの意見も積極的に計画に反映させるという姿勢で策定に取り組んできました。今後につきましても本計画の本編は、冊子として製本し市民からの閲覧希望に応じられるようにするとともに、市のホームページにおいても公表します。

### 2 計画の進行管理

### (1) PDCAサイクルでの評価

本計画を着実に推進していくためには、各事業の実施状況、実施に向けての進 捗状況等を定期的に検証し、必要に応じて計画内容を修正・改善していく作業が 必要となります。

本計画においては、以下に示すPDCAサイクルにより計画の進行管理を行います。

●Plan:客観的な評価指標(KPI)を設定した計画を策定する。

(P90・91 参照)

- ●Do:事業・取り組みを実施する。
- Check: 評価指標(KPI)の進捗状況を確認して、各事業を客観的に評価・検証する。
- ●Action:評価・検証結果をもとに事業の見直し・改善や計画の見直しとして反映する。

※KPI(キー・パフォーマンス・インジケーター)とは、主要な事業についての、基準とする指標(到達目標)のことをいいます。



### (2) 定点的な評価

第4章で示した個別の事業や取り組みは、年度末ごとに進捗状況を評価していきます。

特に、第4章では、基本目標の1から5までの枠組みごとに、重点課題となっている主要な13事業については、3年後の令和5年度末の到達点と、6年後の令和8年度末での達成目標を評価指標(KPI)として数値で掲げ、3年ごとの中間評価も行います。

計画内容、計画目標等の変更や見直しについて、必要がある場合については庁内の関係部署の長又は担当者等を招集した会議を開催するなどにより、相互の協議を進めていきます。

### (3)外部評価·情報公開

地域福祉計画については、計画策定後に、市民の代表等が集まる会議等によって、外部評価を定期的に実施するための規定が現時点ではありません。

この課題に対しては、既存の市や社協の附属機関である各種協議会や、委員会などの機能と調整を図りながら、計画の進捗についての外部評価が適切に行われるように、工夫をしていきます。また、地域住民と行政との情報共有については、計画策定の過程で実施したような、市民ワークショップ等の開催を検討していきます。

なお、毎年度末に行う、定点的な評価の結果については、市のホームページ上 に掲載して情報を公開します。

### 3 その他の課題

### (1)地域福祉の拠点の課題

### ① センター的役割の拠点

古河市には、ボランティア、各種の福祉関連組織や団体等の活動の拠点となる施設として、総和地区の「健康の駅」、古河地区の「福祉の森会館」、三和地区の「三和地域福祉センター」があります。

これらは、各地域のセンター的役割を果たしてきた施設ですが、市内のすべての公共施設は「古河市公共施設適正配置基本計画(令和2年度~令和11年度)」 (FM:ファシリティ・マネジメント計画)に基づき、施設の役割・機能と、建物の維持・存続について見直しが行われています。

上記の3つの施設についても例外ではなく、現在のセンター的役割について 将来に向けて見直していく必要があります。場合により、難しい判断をしなけれ ばならないこともあります。その際は、できる限り市民との合意を得ながら見直 しを進めていきます。

### ② 地域の中での活動拠点

自治会、行政区、20地区の行政自治体、コミュニティ等の単位で、小規模な地域福祉活動を行うために、自治会館、コミュニティーセンター、集落センター、公民館等、地域住民が地元で利用するのに便利な活動拠点が市内の各地に存在しています。

新たな地域福祉活動を実施する場合に、これらの施設や設備を修繕したり、必要な備品等を購入したりする必要がありますが、地域での寄付や社会福祉協議会からの助成金等を利用しながら、積極的に活用されるよう支援していきます。

また、地域の福祉拠点として、社会福祉法人が経営する各種施設が地域ごとにあります。これらも、新たな地域福祉拠点として活用されるよう、市としても働きかけていきます。

### (2) 各種の協議会・委員会・会議の再整理

福祉分野には、高齢・障がい・子どもなど、分野ごとに各種の協議会・委員会・会議が設置されています。

しかしながら、各種の会議に出席するのは、福祉に関連する各界の代表者にお願いすることが多く、その代表者は、重複して会議に参加しなければならず、負担を大きくしている状況があります。

これらの課題に対し、本計画の期間内に、改めて分野ごとに各種の協議会・委員会・会議の設置について、機能・役割を整理し、開催の在り方を検討していきます。

また、新型コロナウイルス感染症等の新たな感染症対策を図る中で、各種会議の開催方法についても、オンライン開催などの新しい手法の活用も含めた検討を行っていきます。



PHOPPHARE PROPERTY

### 資料編

### ●第3期古河市地域福祉計画策定の経緯

開催日	会議等	内容等
令和元年	地域福祉アンケート調査	実施期間:令和元年9月2日~9月20日
9月2日		・5,000 人を無作為抽出
		・有効回収率 34.3%
		・有効回収数 1,714 件
令和元年	第1回策定委員会	・地域福祉の概要
9月30日		・第3期計画策定スケジュール
		・地域福祉アンケート調査
令和元年	第1回庁内検討委員会	・地域共生社会の実現と地域福祉計画について
11月22日		・地域福祉アンケート調査
		・市民ワークショップについて
令和2年	第2回策定委員会	・地域福祉アンケート調査結果報告
1月31日		・第3期計画骨子案について
令和2年	市民ワークショップ	・第1回:地域福祉とは
2月5日	〔第1回~3回:対面	古河市の将来を描いてみよう
~3月中	第4回:書面開催〕	・第2回: 古河市の課題を抽出しよう
		・第3回: 古河市の課題解決のためのアイデアを出
		そう
		・第4回: 古河市の課題解決のためのアイデアをま
		とめよう
令和2年	第3回策定委員会	・市民ワークショップ結果報告
8月28日		・第2期計画の実績・評価について
		・第3期計画素案について
令和2年	第2回庁内検討委員会	・地域福祉アンケート調査結果報告
9月16日	[書面開催]	・市民ワークショップ結果報告
		<ul><li>第2期計画の実績・評価について</li></ul>
A.T 1:	Maria Da	・第3期計画の体系図(素案)について
令和2年	第3回庁内検討委員会	・第3期計画案について
11月25日	〔書面開催〕	・市長への答申案について
令和2年	パブリックコメント(意	実施期間:令和2年12月9日~令和2年12月28日
12月9日	見募集)の実施	・古河市ホームページ上などで意見を募集
令和3年	第4回策定委員会	・パブリックコメント結果について
1月13日	[書面開催]	・第3期計画案について
A T . O =	Mr o Haal The A. In	・市長への答申案について
令和3年	第3期計画案を提出	・古河市長への答申
1月25日		

### ●第3期古河市地域福祉計画策定に係る委員名簿

○古河市地域福祉計画策定委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

	選出区分	委員名	所 属
1		永島春美	古河市民生委員児童委員連合協議会
2	   (1)地域福祉に関	田村仁志	古河市介護保険運営協議会
3	し学識経験のある	今 井 輝 勝	古河市障害者自立支援協議会
4	者	楠田和仁	古河市子ども・子育て会議
5		小野篤司	宇都宮短期大学人間福祉学科 准教授
6		鈴 木 曻	社会福祉法人古河市社会福祉協議会
	(2)社会福祉を目		古河公共職業安定所
7	的とする事業を経	綿貫昭二	令和元年9月30日から令和2年8月27日
	営する者	安島淳樹	令和2年8月28日から令和3年3月31日
8		牧川雅一	古河市障害福祉サービス事業者等連絡会
9		長濵忍	古河市ボランティア協会
10	(2)掛お行がいて間	那須和弥	古河市老人クラブ連合会
11	(3)地域福祉に関するボランティア	赤坂昇一	古河市身体障害者(児)福祉団体連合会
	活動を行う者		古河市子ども会育成連合会
12		知 久 貴	令和元年9月30日から令和2年8月27日
		加藤 美恵子	令和2年8月28日から令和3年3月31日
13	(4)公募市民	大塚敬康	公募
			古河市行政自治会
14	(5)行政自治会	熊木 津佐雄	令和元年9月30日から令和2年8月27日
		塚田長剛	令和2年8月28日から令和3年3月31日

任期:令和元年9月30日から令和3年3月31日

### 〇古河市地域福祉計画庁内検討委員会委員名簿(令和元年度)

	役 職	所 属 等	備考
1	委員長	健康福祉部長	
2	副委員長	福祉総務課長	
3	委 員	社会福祉課長	
4	II	障がい福祉課長	
5	II	高齢福祉課長	
6	II	子ども福祉課(参事兼課長)	任 期
7	II	介護保険課長	令和元年 11 月 22 日~ 令和 2 年 3 月 31 日
8	II	健康づくり課長	
9	II	企画課長	
10	"	危機管理課長	
12	II	市民協働課長	
13	II	消防防災課長	

### ○古河市地域福祉計画庁内検討委員会委員名簿(令和2年度)

	役 職	所 属 等	備考				
1	委員長	福祉部長					
2	副委員長	福祉部副部長					
3	委員	福祉総務課長	任期				
4	II.	社会福祉課長					
5	JJ	障がい福祉課長					
6	,,	高齢介護課長					
7	JJ	子ども福祉課長	令和2年4月1日~ 令和3年3月31日				
8	II	子育て包括支援課長					
9	II	健康づくり課長					
10	II	企画課長					
11	II.	防災・危機管理課長					
12	II	市民協働課長					

### ○市民ワークショップ参加者名簿(敬称略)

### <一般公募>

1	永澤 弘治	2	川野辺 加代子	3	猪股 五十七	4	吉葉 文子
5	大森 みどり	6	関 啓子	7	内田 治彦	8	羽部 裕子
9	三田 健司	10	片岡 佳介	11	松澤 美津子		

### <民生委員・児童委員>

12	草間	義夫	13	舘野	和男	14	小嶋	千惠子	15	北田	政子
16	加藤	美恵子	17	尾花	久江	18	都築	つや子			

### <自治会行政区>

19	渡邊	誠一	20	稲葉	豊	21	早田 和則	22	中村	仁
23	大髙	忠男	24	若林	俊彰	25	那須 和弥	26	西澤	市郎
27	湯本	豊豆	28	新井	忠夫	29	藻登知 博	30	長濵	眞由美
31	松田	廣								

### <在宅介護支援センター>

32	渡邉	久江	愛光園	33	菊地	たい子	平成園
34	中里	美保	わたらせ	35	塚田	弘子	総和中央病院
36	渡辺	恵美	白英荘	37	滝田	美佳子	青嵐荘
38	山口	光子	秋明館				

### <市内の主な施設>

39	吉田	隆行	パステル (いちばん星)	40	生沼 一憲	亮和会
41	土屋	光子	古河赤十字病院	42	沼田 陽一	友愛記念病院
43	塩谷	祐希子	古河総合病院	44	玉屋 元気	総和中央病院 (レーベンス古河仁寿苑)
45	杉野	隆亮	青嵐荘つくし園	46	長谷川 大史	青嵐荘つくし園
47	齊藤	文香	青嵐荘つくし園	48	和田 浩司	共生社あじさい学園

### <その他>

49	阿久津 佳子	古河市身体障害者 (児) 福祉団体連合会	50	倉持	重男	古河市ボランティア協会
51	有我 きみ子	古河市ケアマネ協会	52	川又	司	古河市ケアマネ協会
53	安部 一枝	古河市ケアマネ協会				

### ●市民ワークショップの内容(第1回及び第2回)

### ■第1回ワークショップ

### 1. 第1回ワークショップの概要

日 時	2月5日 (水) 19:00~21:00
会場	健康の駅 視聴覚室1・2・3
テ ー マ	地域福祉とは、古河市の将来を描いてみよう
参加者数	43 名

### 2. 第1回ワークショップの内容

### (1) オリエンテーション

市民ワークショップの開催趣旨を理解し、地域のつながりの大切さを実感いただくための映像を投影した。

### (2) 地域福祉に係る講演

市民ワークショップが効果的になされるよう、宇都宮短期大学准教授 小野篤司氏による 講演が行われた。

### (3) 市民ワークショップの実施

古河市の将来像を描くことをテーマに、市民ワークショップを実施、その際、以下の5つのテーマに基づいてグループを分けて展開した。

①高齢者の支援

②障がい者の支援

③子ども・子育ての支援

④ひきこもり、マイノリティの支援

⑤我が事、地域丸ごとで支え合うコミュニティの形成・発展

なお、将来像を描く際には、通常時と災害時という2つの観点で整理をすることとした。

※会場全体を2会場に分け、それぞれ①~⑤のテーマの島をレイアウトした。

(1つのテーマにつき2グループが結成され、計10グループでの実施となった)

※グループワーク時においては、職員が進行サポートとして参加した。

※上記2項については、第2回以降のワークショップにおいても適用された。

第1回市民ワークショップの様子①



第1回市民ワークショップの様子②



### 3. 第1回ワークショップの成果物

成果物は模造紙で作成された(全グループが5つのテーマについて考える場を設け、巡回 しながら記述された)。各グループにおける成果物の内容は以下のとおりである。

### 【グループテーマ:高齢者の支援】

### 通常時

- 栄養指導
- 給食サービス
- ・買物支援
- 日常の挨拶励行
- サロン活動
- ・色々の活動に参加し元気をもらう
- ・交流の場の確保
- ・ワンコイン支援(土浦、阿見町など) ・要支援、要介護認定者以外の人の
- 支援 ・見守り活動

- バス出そうよ
- 交通手段の確保
- ·交通事故防止 ・ニセ電話注意
- ・定期的な声掛けを(自治会の当番)
- ・男性の楽しめる場所
- いつも笑顔でいられる
- ・自治会館をもっと活用してみる
- (趣味、サークルなど)

- ・全ての自治会館に4Kテレビがある (オリンピック見せたい)
- ・各自治会へ趣味活動のプロ派遣
- ・老人会が活性化するための補助金がある
- ・免許返納者はグルリン号が無償である (安全のため)
- ・高齢者宅を訪ねるとカギを開けてくれる。電 話をしてニーズが把握できる

・家具の固定を皆で進める。

- (必要ないと言われない)
- ・相談窓口が分かりやすい、行きやすい

備蓄する

·外出手段確保「助成券」

### 古河市の将来像 【高齢者の支援①】

### 災害時

- ・相互の助け合い
- 要介護者の支援
- ・地域での避難移動の手助けがある
- 一人暮らしの方への連絡方法が確立している
- ・避難場所の設定(第5地区)
- ・災害時い広報車が活用されている
- ・避難所の整備
- ※毛布が十分に用意されている。
- ・歩行ができても状況により、歩けなくなる場合もあり、車椅子移動等の準備がなされている
- ・近所に声をかけて一緒に避難する(早ければ車で)
- ・家族以外の支援者がいる
- ・どこが安全かが明確である
- ・地域、自治会の中での連絡網が整備されている
- 自分で考える避難計画、サポートしながら!
- ・避難の方法、移動手段が明らかである
- •「自分の所は安全」と思わず、危機感を持って行動する
- ·直接指示が必要!

### 通常時

- 人暮らしの高齢者をいつも見守っ ていきたい
- いつでも安否確認ができる
- 声を掛ける
- ・顔を合わせられる関係性
- •次世代交流 ・高齢者と子どもの交流
- 自分の終活をする ・パソコンの整理

- ・市内を自由に移動できる
- 買物支援ツアー
- ・生きがい
- ・井戸端会議を作る
- 男も家事はする(少しは!)
- ・男性の料理教室が充実している
- (お米とぎから味噌汁、初歩) ・引きこもりお父さんの外出支援がある
- 小さなサロンが数多くある
- ・いきいきサロンが充実している
- ・食事会、おしゃべりサロンがある
- •集まれる場所がある
- 対話を大切にしている 趣味の集まりがある
- ・趣味を持つことができている
- ・町内会に顔を出す人が多い
- ・お年寄りに合わせた非常食の料理教室がある(ペーストとか)
- ・野菜を作って近所に配る動きがある

### 古河市の将来像 【高齢者の支援②】

### 災害時

- ・災害時要援護者名簿の充実
- 医療、介護者の登録(データベース)
- ・避難する人を把握できるようにする
- ・要支援者の共有(同意は必要)がされている
- ・避難場所まで付き添ってくれる人がいる
- 気にかけてくれる人がいる
- ・とりあえず行って無事を確認する、
- という地域のつながりがある
- 声かけパートナーを作る
- (家と家一緒に逃げる) ・家族とともに逃げる(古河市の外へ)
- ・避難場所が確保できている
- ・避難場所が確認できる
- ・避難所のバリアフリー化がなされている・災害時避難のパンフレットがある
- 発雷機などの情報がある
- 個人情報のオープン化
- ・隣同士声を掛けあう
- ・友達がいる
- 役立つことが見つけられる
- まわりに気をかける!

### 【グループテーマ:障がい者の支援】

### 通常時

- ·家に入ることはOKとする
- 移動手段の充実
- ・地域の中で安心、安全に暮らしたい
- ・小中学校の支援(支援員増)
- ・近隣者交流をする
- ・何の支援が必要か知らせること
- 知られることを拒否しない
- ・バリアフリー社会実現
- ・悩みが相談できる場所がある 個人情報の提示
- 働く場所がある
- 接し方が分かる

- ・本人だけでなく、家族も含めた トータルサポートが充実している
- ・支援する希望を事前に聞いておくこと
- ・障がい者を理解する教育がなされている ・歩いて行ける交流の場がある
- ・手助けする人の確保がなされている
- ・障がい者からの要望を聞く場がある
- たくさんお給料をもらいたい、という要望が 満たされている
- ・差別意識をもたない理解力を上げる
- ・地域の中で安心安全に暮らしたい。
- ・将来の生活に不安を感じない
- ・ 障がいを理解していける関係がある
- みんなと仲良く元気で過ごしたい
- ・子供から大人まで心と身体の障がい 者への理解
- ・教育環境支援学校をつくる
- ・細かいことまで相談できる窓口がある
- ・人を運べる乳母車を用意
- ・健常者の教育、差別しないように

### 古河市の将来像 【障がい者の支援①】

### 災害時

- ・理解者がほしい
- 緊急のトイレ
- ・プライバシーの保護
- ・言葉の問題が克服できている
- 生理的な処置方法
- ・ 障がい者偏見をもたない
- ・什切られた空間の確保 障がい者が気軽に話せる担当を作る
- ・情報の伝え方が明確である
- ・車椅子の方のトイレ
- ・避難所まで送迎してくれる人(サポート)
- ・大きな声が出してしまっても大丈夫な 避難所空間がある
- ・ご近所で情報交換する
- •車椅子整備がなされている
- ・パニックになった時に落ち着ける 部屋がある
- ・バリアフリーの避難所がある

- ・「私(自分)のことを理解してほし い」というニーズが満たされている
- ・安心して帰る場所(個室)がある
- 簡単なベッドがある
- ・優先した救助がなされている
- ・安否確認の方法が明確である
- ・自治会での協力がなされている
- ・手話をできるようにしたりする環境 が整っている

### 通常時

- ・横断歩道を一緒に歩く、付き添う
- ・障がい支援が一番大切、命の共有がなされ ている
- 気にとめてあげること
- ・声をかけ顔見知りになる
- ・什事の支援
- ・健常者の力と交流がなされている

福祉教育(子ども)がなされている

- ・障がいを理解できている(支援も含めて) ※色々な障がいがありすぎて、本当に障 がいの言葉でくくって良いのかわから ない ・理解を深めるための学校教育がなされている
- ・障がいのある人、自助としてできる事、 できない事の区分けをする
- ・障がい児を育てるママが孤立しない ・ 障がいの子を持つ親の相談場所があ
- る(電話もできる) ・障がい者同志(家族)のコミュニティ作 りがなされている
- ・障がいのある人のイベント参加が可能 なまちづくりがなされている
- ・家族がオープンにして協力を得られる ・自分の障がいを人に伝えることができ
- ・障がいを知ってもらう機会がある
- ・応援者として力と勇気を常に持つこと ができる
- 医療面の充実がなされている

## 【障がい者の支援②】

# 古河市の将来像

### 災害時

- ・トイレ、お風呂の心配がない
- 災害時に必要な物は何かわかる
- 落ち着ける場所の確保がなされている。
- ・障がい者専用の避難所(スペース)がある ・障がい者用避難所の設置がなされている
- ・障がいによっては支援者になれる (例、聴覚障がい者)
- ・ 障がいのある人の情報提供が なされている(個人情報を含めて)
- 情報公開がなされている 関わり方が分かる
- 災害時の交通手段の充実
- ・交通手段が確保されている
- ・どう搬送をするのか日頃より話が
- なされている ・災害時の支援方法を聞いてあげる
- ・隠しがちの場合もあるので、話して頂け るようコミュニケーションがとられている
- 手助けの範囲内で!
- ・自分の身は自分で守りながら、お互 いに声かけがなされている

・インクルーシブ(共生)

避難所に行ってみよう ツアーを組む

·全てにおいてバリアフリー 全障がいにおいて

- ・近所付き合いが大切になされている (そうでないと誰も助けてくれない)
- ・行政に頼らない生活(自助)ができて
- ・食事(ペースト、レトルト)の準備など がなされている
- •一目でわかるような何かがある

#### 【グループテーマ:子ども・子育ての支援】

- ・雇用政策の確立(生活設計が確立)
- ・通学時の見守りを
- ・預ける場所の確保
- 預ける場所がほしい
- ・外で遊べる(安全に)場所を作る
- ・屋内で広々遊べる所がある
- 子どもに声をかけやすい環境
- ・母、父親が病気の時一時預かり場所
- ・安心安全(不審者対策)見守り隊
- 安心して暮らせる街づくり
- ・病児保育園に行けない時にみてくれる 人がいる
- ・教育を徹底している
- ・外で遊んでいる子供を多く見かける
- ・子ども同士の遊びたい場所がある
- 昔の游びを数えたい
- ・保育ママ(預かってもらう)仕事に行ける
- 公園で思いっきり遊びたい
- ・近所に子どもが生まれたことがわかる・近所のじじばばと交流、子育で教えて!!
- ・子ども会活動に現役じゃない世代の人の手伝い

## 古河市の将来像 【子ども・子育ての支援①】

#### 災害時

- 近所の子どもを見てあげる
- ・子どもを連れて行きやすい場所が欲しい
- バリアフリー
- ・笑顔で声かける(安心感)
- 情報伝達、親~そして支援
- ・長期避難時の心のケア
- ・避難する場所をよく教えておく
- 落ち着いていられる環境

#### 通常時

- 子どもの遊び場
- ・子どもの居場所作り
- ・雨でも遊べる場所(子育て広場)
- ・犯罪に巻き込まれない(子どもが)
- ・小中学生も全て無償にして欲しい
- 深夜いつでも医療が受けられる
- •交通安全
- 交通安全対策見守り
- 病児保育の充実
- ・防犯ベルを各自持つ
- ・防犯パトロールの組織をもつ
- ・旗当番を色々な人が行う
- ・下校時などの見守り
- ·危険箇所(交通、不審者)提示

- ・多様な教育を受ける機会を設ける
- ・親子、家族で一緒に過ごせる場所
- ・老人の集まる場所と子育てが一緒の場所
- ・交流の場
- ・老人の居場所
- ・子育て時にしか使われない物をレンタル品 を借りやすくする
- ・障害児への支援充実
- ・ひとり親への支援 • 見守り支援
- 一人住まいの方の見守り

- ママ友のLINEほどほどに
- ママ友の支援 待機児童の完全解消
- 幼稚園、保育園の充実
- ・学童や保育園の充実 児童クラブの充実
- •保育士確保
- ・子ども会の育成
- 男性の育児参加
- ・子ども食堂にも来て下さい ・食事の大事さ
- ・子育て相談所(電話も対応可)
- 子育て相談所
- ・早めに避難勧告に従う おむつなどミルクの用意
- 家族で逃げ先を考える

# 古河市の将来像 【子ども・子育ての支援②】

#### 災害時

- 子どものストレスが蓄積されない
- ・避難状況の通知
- ・乳幼児の避難所の設置
- ・福祉避難所の設置(乳幼児も含めた)
- ・泣き声などの心配、別部屋を用意
- ・赤ちゃんの泣き声に配慮した避難所
- ・災害時でも遊べる場所が必要
- ゲーム中止して遊びを中心
- 備蓄物資の充実
- ・乳児物品の不足が生じない
- 母親の話し合う場
- •安否確認 ・避難の仕方
- ・プライバシーの保護
- ・授乳場所、おむつ交換の場
- ・とにかく災害時は、子ども優先
- 汚物の処置場所、方法
- 災害所の状況をわかりやすくする
- ・緊急時どこに連絡して避難するのか? 近所に貼る。
- アレルギーへの理解

#### 【グループテーマ:ひきこもり、マイノリティの支援】

#### 通常時

- ・引きこもり、親などとの接触
- 対応へのアプローチ
- ・相談できる場所を知っている
- 相談機関の紹介がなされる
- ・家族の相談窓口、話のできる場所がある
- ・古河市保健所引きこもり外来が充実して いる(相談日がある)
- 早期発見がなされる
- ・見守りが充実している

- ゲートキーパーの養成がなされている
- · 尊敬できる
- ・話し相手が数多くいる
- ・近所の人には声かけして、 一緒に行動する。
- ・交流の場への参加がなされている・まず行動にうつす
- ・常日頃から言葉が通じるようにしておく
- ·家族がSOS発信、聞く人を確保
- ・家族との関係が良好である
- ・気持ちをわかちあえる人間関係が 構築されている
- 受け入れられる関係がある
- あいさつ運動をしている
- ・ 诵学路の近くでは、
- 子供達に良く声がかけられている
- ・高齢者等の支援に入っている人が、 その家族にしたら声をかける
- 情報交換がなされている
- ピアサポーター当事者同士の経験を 話す場がある

・ご近所で声を掛ける

## 古河市の将来像 【ひきこもり、 マイノリティの支援①】

#### 災害時

- ・受け入れられる環境がある
- 引きこもりの人を誘導する
- ・災害時に男女共通のトイレがある
- ・プライバシーに配慮したトイレが欲しい
- 個性を認め合える
- 声掛けがなされている
- ・救援者は誰かが分かる
- 早めに知らせることができる
- どこへ連絡すればよいかが明確である
- 差別をしない
- ・地域、近所付き合いがある
- 助け合える関係がある
- ・高齢者が高齢者を連れて行く事態が生じない (高齢者が高齢者を連れていくには無理がある)
- ・障害者を優先にする

#### 通常時

- ・目的目標が持つことによって、話し 合いの中で元気づけられるのかも
- ・一人の人間として役立つことは何 か、やれる事をしてもらえる様に
- ・役立てる一人一人になる事で元気 になれるのでは ・どこにどんな人がいるか把握する
- ことが大切。災害、ひきこもりを守る
- ・ひきこもり、話を聞いてあげる。あ たたかい思いかける

- ・友人と食事会がなされている
- ・人には対話が必要
- 友人を作るきっかけ作りがあ
- ・外出する機会をサポート
- 外に出るきっかけ作りがある (何が好きかを知っておく)
- ・楽しい嬉しい事できるよう、お しゃべりできる機会が多くある ・引きこもりの仲間作りの会が
- ある 心の窓を開けてもらえるサ ポートがある
- ひきこもりでも誰かとつながる SNSがある

- ・ひきこもりの人の興味を探す
- ・マイノリティに対する理解が広 がっている、市民全体で。
- ・マイノリティを知る機会がある マイノリティについての理解を深 めるための周知がなされている
- 公共施設にトランスジェンダー 用のトイレが設置されている
- (例、新国立競技場)
- ・気軽に訪問し声をかけてくれる 妻と買物でウォーキングができ ている
- 段階ふんでの声かけ
- ひきこもり者を医療に つなぐ
- 子どもの時からの付き 合いがなされている
- -・ひきこもりの見つけ方 が明確になっている
- 情報がわからない、と いう事態が生じない
- ・差別しない
- 職業訓練の支援
- 就職活動の支援
- 支援団体の拡充 ・ひきこもりを持つ親の
- 集いがある
- ・家族に対するサポート
- ・家族が相談できる窓口 の情報がある

# 古河市の将来像 【ひきこもり、 マイノリティの支援②】

#### 災害時

- ・避難所の対応がしっかりしている
- ・避難するのか?しないのか?が分かる
- ・高齢者のように台帳的な物がある
- ・引きこもりの人を事前に把握できている
- ・プライバシ―もあるが、対象者がわかるように なっている
- ご近所の助けがある
- ・家族と一緒に過ごせる
- 家の中は楽しくせず、外で楽しく過ごす
- ・車移動が大変。災害時に手助け必要。
- 自立支援がある
- 入浴の心配がない
- トイレの心配がない
- ・法の力を使用できる

#### 【グループテーマ:我が事、地域丸ごとで支え合うコミュニティの形成・発展】

#### 通常時

- ・他者の困り事を共有していく
- 困っている人に気軽にお手伝い
- ・5人位の集まりで各々自宅で困りごとを 手伝っている(掃除、片付けなど)
- ・近所のお年寄りへの声かけ、見守り
- ・アパート入居者などと交流できるように なっている
- ・公民館などの集会場利用、コミュニティ が充実している
- ・手作りの会で男女得意な技を披露する
- ・おしゃべり女子会、男子会、
- クック女子会、クック男子会といった場 が充実している
- みんなで会って酒や食事をする
- ・皆で歌を歌いコーヒーを飲む

- 子どもからお年寄りまで集える場所がある
- ・子どもとお年寄りが一緒に過ごす会がある
- ・高齢者と子どもの交流がなされている
- ・昔遊び(紙てっぽう、メンコ)子どもたちに 伝える
- ・高齢者の役割作りがなされている ・子ども全員が子ども会にできる環境作りが なされている
- サロンが数多くある
- ・自治会の各班内にサロン等の設置が なされている
- ・健康作りを兼ねたウォーキングの会(格好 の良いユニフォームを作る)がある
- ・体幹力をみんなで作る、見守りを!
- ・「はいかい(老人)」チームでウォー 防犯パトロールを多くする
- ・災害時の道路についての情報が分かる
- ・地域ぐるみのお祭りの参加がなされている
- ・町内会でのイベント機会が作られている
- ・向こう三軒両隣り

# 古河市の将来像 【我が事、地域丸ごとで支え合う

コミュニティの形成・発展①】

- 工夫大会をする。
  - ・介護医療の必要な方の把握が なされている。 ・お隣同士で声を掛け合っている

・「備蓄チェックの日」を決めて、

#### 災害時

- ・個人情報のオープン化がなされている
- ・自分から積極的な挨拶が普段からなされている。
- (災害時に役立つ)
- ・避難所の備蓄物資の充実
- ・防災訓練の実施、地域力と連帯感の醸成がなされ ている
- 自助と共助がなされている
- ・シュミレーションが実行されている
- ・水位シールが貼られている
- ・グループのまとめ役を作り、意思固めがされている
- ・いち早い避難がなされている(古河市は水の中)
- ・緊急連絡網が作成されている
- ・各家庭まで避難情報が伝わっている
- ・古河市は四方面が河であるが、
- どこへ行けばよいのかが分かる

#### 通常時

- ・公園が欲しい(集いの場)
- お茶を飲みに行く
- 病気をしている人を知る
- ・どこに誰(乳幼児、障害、高齢者、ど んな人)がいるかが一目でわかる。
- 地域のまとまりが良い。
- 毎日楽しい
- ・皆が参加できる自治会作りがなされ ている
- ・挨拶ができる市民である
- ・折所との交流がなされている
- リーダーの育成がなされている
- ・住民教育の定例化がなされている
- (半強制的に)

- ・ゴミの仕分け手伝いがされている
- ・ゴミ出しお手伝いがされている
- ・行政区の班が小分けで編成されている
- ・行政区に入ってなくても参加できるところ がある
- ・現在の行政区とはまた違う形になっている サポートがある
- ・全員で行政区に入る
- 行政区にほとんど入っている
- 子どもたちへの声かけがなされている
- ・子供を育て子供を残す。安心の地域。
- サロングループ作りがなされている
- ・多胎児、母子の支援がある
- ・安心して子供を育てられる周りの人が
- ・移動手段ができる(免許返納)
- おでかけ手段が充実している (バスで不便さを感じない)

古河市の将来像 【我が事、地域丸ごとで支え合う コミュニティの形成・発展②】

#### 災害時

- 声をかけながら避難できる
- (一人暮らしの高齢者)
- ・なんちゃらマップがある
- ・救助しなければならない人を掌握できている
- ・自治会内での協力体勢がある
- ・AEDの設置地域バランス24時間コンビニ利用
- ・消防団員の確保がされている
- ・身近な避難場所がある
- (避難場所が分かる)
- ・地域で避難所を作る

### ■第2回ワークショップ

### 1. 第2回ワークショップの概要

日 時	2月12日 (水) 19:00~21:00
会場	健康の駅 視聴覚室 1・2・3
テ ー マ	古河市の課題を抽出しよう
参加者数	38 名

### 2. 第2回ワークショップの内容

第1回にて出された将来像に対して、古河市の現状はどうであるのかをイメージし、その 共有を図るため、ブロック玩具を用いながら進められた。5つのテーマに基づくグループ分 けは、基本的に第1回と同様とした。

### ブロック玩具で表現しグループメンバー間で共有している様子



ブロック玩具による共有の後、古河市においてたりなさそうなことを洗い出し、そこから、古河市における課題を抽出した。

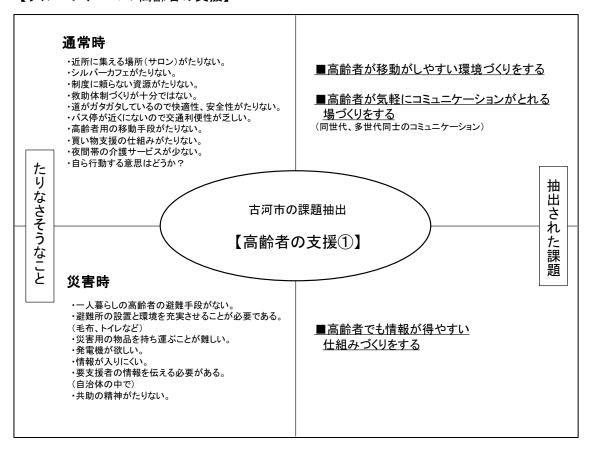
#### 課題抽出のためのグループワークの様子



### 3. 第2回ワークショップの成果物

成果物は模造紙で作成された(全グループが5つのテーマについて考える場を設け、巡回しながら記述された)。各グループにおける成果物の内容は以下のとおりである。

#### 【グループテーマ:高齢者の支援】





- ・一人暮らしの病院アクセスがたりない。 (屋根付きのベンチを備える等) 気軽に買物ができる環境がたりない。
- ・気軽に移動できる手段が少ない。
- ちょっとした手助けがたりない。
- 誘ってくれる人がたりない。
- ・介護する家族のサポートがたりない。 (家族の愛性、家庭内の結束力等)
- よろず相談といった支援がたりない。
- ・公園内における気軽で便利な休み場所がたりない。
- 自由に皆が集まる場所がたりない。
- (高齢者はおしゃべり仲間(友人)を欲しがっている)
- (車移動グルリン号の検討が考えられる) 市民講座等、集まる場所の多様化が必要である。
  - ・趣味を持つ場所、集まり場がたりない。
  - (様々な分野で)
  - 男性の高齢者コミュニティがたりない。
  - (男子会の開催等) 民間企業の福祉への参入が求められる。

・一人暮らしの食事がきちんとなされるような環境が 必要である。

■高齢者の困りごとを把握し、 速やかに対応できる仕組 みづくりを行う

(集まれる場所の創出と 移動手段の確保等)

たり なさそうな

#### 古河市の課題抽出

#### 【高齢者の支援②】

#### 災害時

- 避難場所のバリアフリー化がたりない。
- 困った時に頼れる人がいない。
- ・要支援者の対象の把握がなされていない。 歩行困難な人の支援が必要である。

(事前に了解を得て、近所の人が車に乗せる等)

- -人住まいの方への連絡ができる体制づくりが 必要である。
- ・認知症の方に対応できる施設が必要である。
- ・動物、ペットなどの避難場所が必要である。
- 避難場所のシュミレーションがきちんとなされる
- ・高齢者の家族(別居)への連絡方法などが確立 されていない。

- ・逃げ場がない
- ・避難場所への交通手段が確保できない。 ・避難時の声かけ、正確な現状の伝達が 必要である。
- (耳の遠い人も多いので電話もでないし チャイムを鳴らしても玄関に来てくれない、 といった状況の克服が求められる)
- ご折所同十での避難場所の確認が必 要である。
- ・隣近所での声かけができる関わりづくり が必要である。
- ・要援護者専用の避難所が必要である。
- ・市役所からの災害避難場所以外で(避 難できる場所を)みつけておく必要がある。

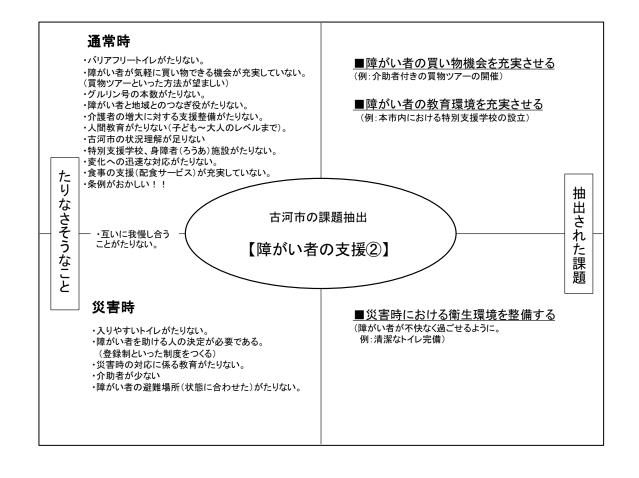
# 出 された課

題

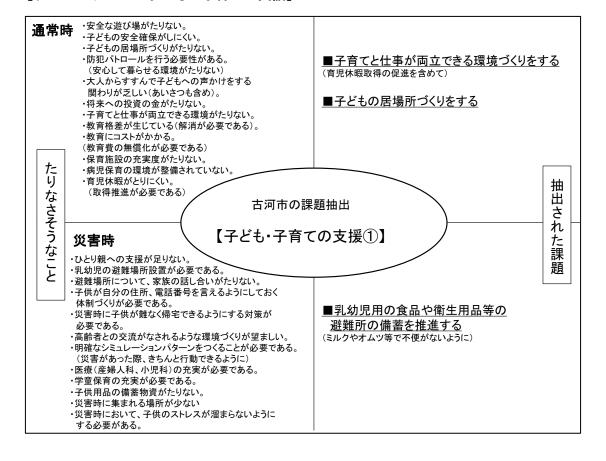
■災害時における高齢者 サポートの体制づくりを行う(日頃のご近所付き合いの中での準備、 シミュレーション)

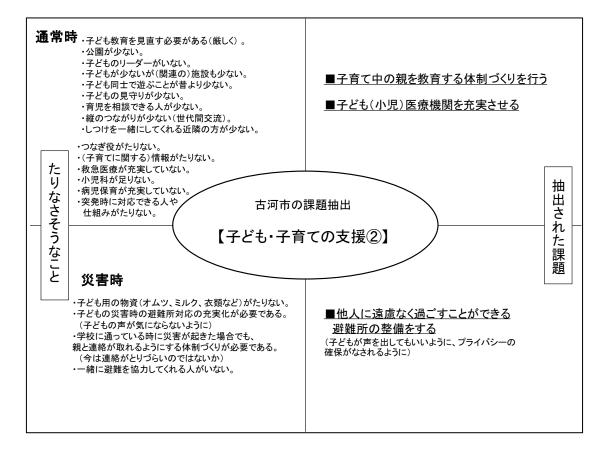
#### 【グループテーマ:障がい者の支援】

#### ■インクルーシブ教育を実践・充実させる 通常時 【参考】 ・特別支援学校に力を入れるべきである。 インクル--シブ教育システム:「共生社会を実現するために、多様な ・障がい者を受け入れる施設がたりない。 背景をもつ子ども・大人が共に学ぶ仕組みや環境」 ・障がい(障がい者を含む)の理解がたりない。 出典:東京都市大学 ・近所が障がい者を理解する必要がある。 https://www.tcu.ac.jp/tcucms/wpcontent/uploads/2016/11/vol9 06.pdf ・障がい者の家族への近所の協力体勢がたりない。 ・障がいのある人の家族へのサポート体制がたりない。 ・障がい者の親の方への支援がたりない。 ■近隣の障がい者を把握できるような ・地域の人の支援がたりない。 関わりづくりをする バリアフリー整備がたりない。 (障がい者の個人情報にアクセスできるようにするために) ・個人情報開示のあり方が整備されていない。 ・経済的自立(働く場所)の機会確保が容易ではない。 ・障がい者の集まれる場がたりない。 ■障がい者が就労できるような支援を充実させる たり ・働く場所の確保がたりない。 ・健常者との交流がたりない。 なさそうな 抽 ・ 障がい者のサポート 古河市の課題抽出 出 体制がたりない。 され ・家族が助けを依頼で きる関係づくりがたりな 【障がい者の支援①】 た課 ・避難所の運営のあり ح 方が整備されていない。 題 災害時 ■災害時において、福祉避難所を ・福祉避難所の開設(開所)がなされるような 開設し機能させる 体制づくりが必要である。 (福祉避難所の情報提供、移動手段の確保) 避難所にプライバシーが保てるような環境づくり。 (例:囲いをつくる) ・情報提供のしかたを確立させる必要がある。 ・トイレ、更衣室のスペースの環境づくりが必要である。 (快適に利用できるようにするために)

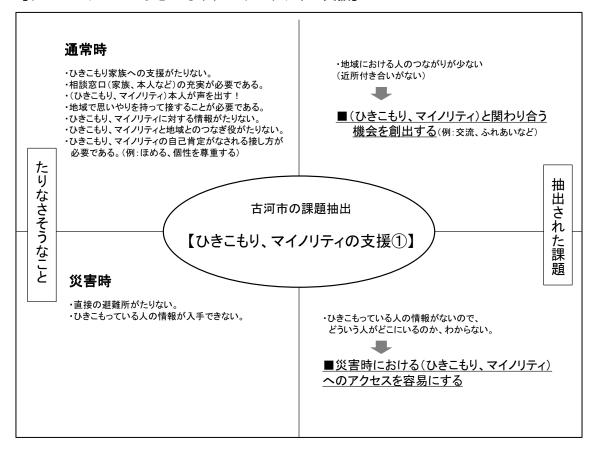


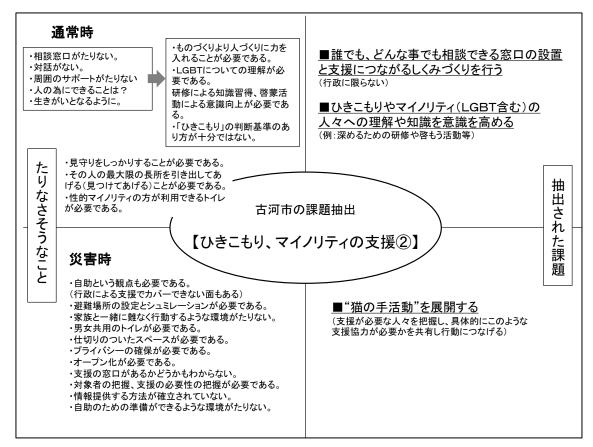
#### 【グループテーマ:子ども・子育ての支援】



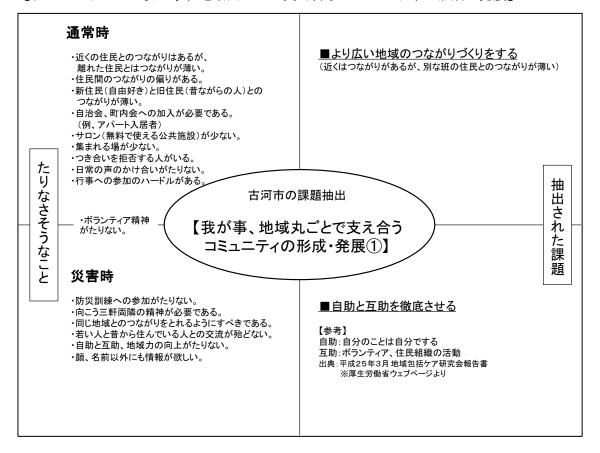


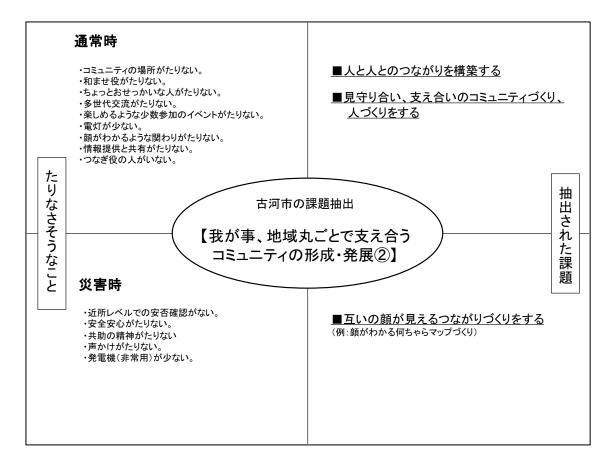
#### 【グループテーマ:ひきこもり、マイノリティの支援】





#### 【グループテーマ:我が事、地域丸ごとで支え合うコミュニティの形成・発展】





古福総第114号 令和元年9月30日

古河市地域福祉計画策定委員会 委員長 鈴木 曻 様

古河市長 針 谷 力

第3期古河市地域福祉計画(案)について(諮問)

第3期古河市地域福祉計画(案)について、古河市地域福祉計画策定委員会設置条例(平成31年条例第1号)第2条の規定により、貴委員会に意見を求めます。







諮問

審議

答申

古河市長 針 谷 力 様

古河市地域福祉計画策定委員会 委員長 鈴 木 曻

第3期古河市地域福祉計画について(答申)

令和元年9月30日付古福総第114号で諮問のあった、第3期古河市地域福祉計画(案)について、当委員会で慎重に検討を重ねた結果、概ね妥当であると認め、下記のとおり答申しますので、本計画の推進にあたっては、これらについて十分に配慮されるよう要望します。

記

- 1 基本理念に掲げた「地域の絆を深め、福祉文化が根づくまち 地域共生 社会、古河」を実現するために、地域に関わるすべての人・地域自治組織・ 福祉関連団体・学校等の多機関協働のもと、多様化・複雑化する地域生活課 題の解決に資する支援に努められたい。
- 2 地域福祉アンケート調査や市民ワークショップにおいて関心の高かった 災害時の対策等について、市民から寄せられた意見等を参考に課題解決に 向けた方策を庁内外の関係機関と連携しながら積極的に検討されたい。
- 3 本計画の策定過程において、地域住民等を対象とした地域福祉アンケート調査や市民ワークショップを行い、多くの方々から意見をいただいていることから、今後、本計画を推進する際には、これらの意見を十分踏まえながら取組むとともに、地域住民等と行政との情報共有については、計画策定後においても、市民ワークショップ等を用いることにより、継続して推進されたい。
- 4 本計画に掲げる事業の一部は、今般の新型コロナウイルス感染症の感染 拡大という社会情勢の中において、推進・展開がしづらいものもあることから、今後、それらの事業についてどのような方策や工夫により推進していく のかについて、本計画の進捗管理の中で明確に示されるよう努められたい。
- 5 コロナ禍による日常生活の激変や、将来への見通しが十分に持てない社会情勢にあって、支援を受ける者も、支援を提供する者も、心配や不安が非常に高まっているため、「心のケア」の充実についても併せて図られたい。

以上

# 第3期古河市地域福祉計画(令和3~8年度)

令和3年3月

編集・発行/古河市 福祉部 福祉総務課
〒306-0221
茨城県古河市駒羽根1501
TEL 0280-92-5771
ホームページ/http:www.city.ibaraki.koga.lg.jp/
Eメール /fukushi.soumu@city.ibaraki-koga.lg.jp